

衆議院 地方行政委員会 議録 第四号

(一四〇)

平成四年三月二十六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中島 正之君

理事

岡島

信彦君

理事

福永

敏文君

理事

増田

敏男君

理事

中沢

健次君

理事

小谷

憲次君

理事

坂井

隆憲君

委員外の出席者

外務省国際連合

局国連政策課長

神余

隆博君

自治省行政局長

秋本

敏文君

務員部長

田邊

功君

地方行政委員会

渡辺

調査室長

同日

三月二十六日

委員の異動

辞任

吉井

英勝君

西田

司君

石橋

一弥君

坂井

隆憲君

星野

行男君

森

教嚴君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆憲君

星野

行男君

吉井

清功君

鶴男君

山口

那津男君

吉井

英勝君

同日

辞任

佐藤謙

一郎君

坂井

隆憲君

星野

行男君

萩山

教嚴君

坂井

隆

ぐ必要のある暴力団につきましても順次聴聞を実施していく予定でございます。

○北沢委員 そこで、暴力法では暴力的組織を指す場合、学識経験者など審査専門委員の意見を聴取することになっておりますが、この審査専門委員の選定基準はどのようになっているのか。

既に実際に行われている具体的な例があるならば教えていただきたいと思うのであります。

といいますのは、意見の聴取というのは大変結構だと思うのですが、この場合大事なのは、どういう人が審査専門委員になるのかということだと思つてあります。私ども危惧をいたしておりましては、公安委員会が選ぶという大きな規定があるだけですので、公安委員会に都合のよい人が選ばれるというおそれがあるのではないかということを懸念をいたさざるを得ないのであります。この点についていかがでしょうか。

○國松政府委員 審査専門委員につきましては、十五名の方を公安委員会において任命をしていましたが、氏名などはまだ確定しているものではありません。選につきましては目下作業が進んでおりましたのでございまして、四月の上旬には国家公安委員会による任命が行われる予定でございましたが、氏名等はまだ確定していません。

委員の選任の基準につきましては、暴力団対策法の第二十七条の第二項というのがございます。そこにおきまして「人格が高潔であって、指定暴力団等の指定に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、國家公安委員会が任命する。」ということとされているところでございまして、具体的には、マスコミ、法曹界、あるいは学界、あるいは財界、それから刑事実務家など、各界から有識者の御参画を得たいと考えております。

なお、公安委員会の都合のいい人ばかりが選ばれる危険がないかという御懸念もあるようでございますけれども、そういうことではございませんで、例え弁護士さんにも何人かなつていただくわけありますけれども、その場合にはいわゆる

日弁連、日本弁護士連合会に適任者を推薦をしていただきまして、それに基づいて任命をするといふことでございますので、真に適任者が任命されよう。仕組みにもなつております。私どもとしてもそういうように配慮してまいりたいと考えております。

○北沢委員 今御答弁がありまして、ぜひ公平で納得のいく人選が行われるよう、強く要望いたしたいと思います。

既に私の地元の松本などは暴力団の解散届が出され、いつたように、具体的な動きが出てきておる中で、そこで問題になるのは、偽装解散であるとか、また会社化であるとか、または政治団体などへの改編ということです。こうした実態は現在どのよくな程度に把握をされておりますか。

○國松政府委員 まず、今いろいろな動きがあるわけでござりますけれども、暴力団によります会社設立といふもの動向につきましては特に山口組において顕著でございまして、本年一月の初め、総本部から直系の組長に対しまして会社の設立をするようにという指示が行われました。これを受けましてあつて、約三ヶ月の間に九十を超える会社、十五の法人がこの約三ヶ月の間にわつとできてしまつたということです。そういうものが設立されたわけでございます。

また、解散の動きにつきましては、いろいろあるけれども、山口組が全国にござります義人党というものが一月三十日に解散届を出すなど、やはりそういった解散の事例もあるわけでございます。さらに、政治団体の設立につきましても、山口組が全國国土淨化同盟という政治団体をつくりまして届け出るなどの状況がござります。

こうした動きにつきましては、暴力団対策法の指定逃れを企図しているのではないかというよう

に疑う余地が大いにあるわけでございますけれども、暴力団の政治団体の届け出あるいは会社の設立の動きにつきましては、届け出とか設立の目的が名目的なものであるか否かなど、政治団体あるいは会社としての活動実態が十分あるかどうかと、いうことを検証いたしまして、その結果、当該暴力団が暴力団としての実態を備えるという一方で、そうして設立されました政治団体なり会社と

いうものの実態が名目的なものであれば、これは法の指定要件を充足しているものと認め、当然に指定を行い、所要の規制を行つてまいりたいと考えております。

また、解散の動向につきましても、真実に解散され組織が完全に消滅したというような場合は別といたしまして、その動向を見きわめた上で、実質的には暴力団としての活動実態があり、法の定める要件に該当するものであれば、暴力団対策法の指定逃れのための偽装解散であるというように認めまして、これも同じように指定を行つてしま

りたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、暴力団の指定逃れの動きにつきましては十分に注意を払いまして、その実態を十分に把握した上で適切に対処してまいりたいと考えておりますが、今のところそうした偽装の動きについて、私どもの仕事といいますか指定が実際非常にやりにくくなつたというようには私どもは考えておりません。

○北沢委員 今御答弁がございまして、その辺についてはひとつ十分に見きわめて、実効ある対策を立てていただきたいと思うわけであります。次に、暴力団の追放運動推進センターについてお尋ねをいたしたいと思います。

暴力法に基づきまして、各都道府県に暴力追放運動推進センター、各県の指定の形態や名称は異なつておると思いますが、センターが指定をされることは、ややもすると警察主導の組織になつてしまふのではないかという懸念をぬぐい切れませ

なつてゐるかお尋ねをいたしたいと思います。

○國松政府委員 暴力団対策法によりまして各都道府県に暴力追放運動推進センターというものを設置していくんだということにいたしましたところ、各府県におきまして大変な熱意のある取り組みがなされまして、このところ大変急ピッチでセントラルの設置が進んでいることを、私ども大変ありがたいことであるというように考えておるところでございます。

現在までに、暴力追放運動推進センターの母体となる財團法人は、既に十九県で設置をされております。この四月、五月になりますとこれは急速に進みまして、ことじゅうには全都道府県で財團法人が設立されるという運びになるわけでござります。

名称等につきましては、これは各県いろいろとござりますけれども、県民会議というようなものもありますし、推進センターというものをそのままつくつておるところもございます。いろいろとございますが、いずれにいたしましても、暴力団員による不當な行為の予防に関する知識の普及であります。

これは思想の高揚を図るために広報活動であるとか、それからそうした暴力団員による不當な行為に対する相談業務をやるものであるとか、あるいは暴力団を離脱する意思を有する者に対する援助事業といいました、法の定める事業をやるといふ中身においては同じでございまして、かなり充実した事業主体ができるくるのではないかと私ども期待をいたしておるところでございます。

○北沢委員 運動推進センターについて今御答弁をいただいたわけでありまして、都道府県で順次指定がされているわけであります。心配されることは、ややもすると警察主導の組織になつてしまふのではないかという懸念をぬぐい切れませ

しくと言つて、センターの設立金を集めている、
の事例があるよう聞いております。詳しいこと
は小委員会でやりたいと思いますけれども、相
員の人選についてもいわゆる出身者が多いとい
ことになるのではないかということを含めて、「
当広く市民の力を結集して暴力団を追放してい
う」ということから考えてどうなのかということ、
指摘しておきたいと思います。このところはどう
ようにお考えになつておりますでしょうか。

ことのないよう、私ども戒心をしてこれからやつてまいらなければならない、というように考えております。

されども、実際にはこの暴対法の趣旨である暴力団の壊滅のための一役を担うと言つても過言ではないほど、その本来の役割が最大限に機能されることが期待される重要な制度ではないかと思われるのです。そこで、その役割を担う人の選び方、委嘱の仕方については、若干触れられておりますけれども、この面についてさらに突っ込んだお考えがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

して、恐らく五月、六月ごろになれば、全国的に大体そのスタッフがそろってくるのではないかと、いうふうに考えております。

○北沢委員 これは、暴力団を離れたい、そういう組織から抜け出したいと願っている人たちにとっても本当に頼りになる、そうした道しるべのような役目になつていてるのでありますから、これからの人選でありますから、くれぐれも深い御配慮をいただきまして、單に天下り先の一つなど

○國松政府委員　暴力団対策の推進と申しますのは、事柄の性格上、やはり警察が前面に出てとにかくその取り締まりをやっていくという姿勢がございませんと、なかなかうまく進まないというふうに私ども理解をいたしておりまして、特に参考を得るつもりでございます。特に弁護士におきましては、そういう者でなくして、弁護士あるいは少年補導員、保護司といったような方々の御参画を得るつもりでございます。

○國松政府委員 委員御指摘のとおりでござります
して、暴力団員の更生保護といったようなものに
つきましては、これが今後の暴力団対策の大変重
要な一つの要素になってくるということはそのと
おりであろうと思います。そういうことも考えま

といふことのないよう、能力のある方を委嘱されるよう重ねて特にお願ひをいたしたいと思つております。

り締まりを中心にしてとにかく警察が、おれたんがやるんだという姿勢を示さなければならぬ。そういう意味では私は、もう警察が主体になつて暴力団対策を推進するという姿勢が私ども警察ございませんといけないのでないかという上に考えております。

きましては、それぞれの県単位の弁護士会と緊密な連携をとつて、弁護士さんの十分な御参画を得るようにしております。保護司の選任につきましては、各地域の保護観察所からいろいろと御推薦をいただくというような形で、いろいろな各界各界の知恵を出していただいてつくっていくという

して、この暴力追放運動推進センターの事業の中につきましては、法律の二十条の二項五号におまじて「暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。」というのがこのセンターの事業の一つに加わっておるわけでございますが、この事業につきましては、今後大変重要

設置し、部長を置くこととするし、当該事務を担当するとしているわけであります。が、その具体的な機構、業務内容、人員、暴力団対策室から上げになっておりますので、どのような利点があるか、さらに、この暴対法の運用により、部局に必要な予算措置など、お伺いをしていきます。

ただ、暴力団排除活動と申しますものは、余警察が前面に立って警察が全部やつてしまふとうのではなくて、やはり県民の皆様方の自発的な、熱意のある御活動を結集するということがあつてあることは言をまたないところでございま

○北沢委員 推進センターが官製にならないよう
ような形にしてまいりますので、
相談委員も、何か私どもだけの相談委員というよ
うな色彩はないよう努力してまいりたいと考え
ております。

な意味を持つてくるものというように私ども考えておるところでございます。

そういうこともございまして、暴力追放相談委員といふものには、先ほどちょっとと御答弁をいたしましたように、弁護士、少年補導員、保護司、

が、どうでしょうか。
また、来年度予算では、暴力団対策の充実といふことで新たに暴力団情報管理システムというものが予算化をされておりますが、これはどのよろいなものか、お考えをお示しいただきたいと思いま

ので、そういうものにつきましては、いろいろな県民各層の御参考を得て、そういう方々の主的な努力によってやっていただく、警察はどちらかと申しますと裏に回っているら御支援をしていくという姿勢がいいのではないか。

にというお考え、非常に正しいと思うわけであります。私も、長野市における本郷というところです、かつてけん銃を乱射するという暴力団を、市民の皆さんのが非常に高まりの中での、事務所の撤去で、やついには彼らの追放に成功した経験もよく存じ

あるいは民事介入暴力相談等に従事してきた元警察官等が選任されるわけでございますけれども、保護司あるいは少年補導員というものは、今申しました意味からもその御活躍が大いに期待されるところでございます。その場合、相談委員になつ

す。これについての具体的な内容、これによって想
待される効果など、あわせてお聞かせをいたたき
たいと思うのであります。

○国松政府委員 御審議をいただいております整
察法の一部の改正が御承認いただけるということ

暴力団対策には取り締まりと暴力団排除活動、いう二面があるわけでございますが、取り締まりについてはあくまで警察が主体、暴力団排除活動につきましては民間の皆様方の動きというものの、主体にしていくという、この使い分けがどうしてもやはり必要であろうということは私ども考えているところでございますので、ただいま委員御質問のようだ、警察主体になって暴力団排除活動が非常に官製品のような形で進んでいくよう

ておりますが、このことは非常に大事なことありますので、ぜひひとつこの暴力団追放という面を国民的な視野に広げていただくという面も十二分に御考察をいただきて、適切に対処をしていただきたいと思うわけであります。

今、更生相談員のことについて若干刑事局長から触れられました。これは特に更生相談員といふものについてであります。この制度は余り世間の注目をされていないよう思われるのですがあります。

ていただく保護司などにつきましては、各地域の保護観察所と緊密な連携をとりまして、その御推奨を得ながら、そういった保護観察所の活動とともにリンクをしながら、ふさわしい方になつていただいた上で活動していくだくというよう配慮をしてまいりたいということをございます。

なお、その選任につきましては、まだこれから段階でございますので、具体的にだれが決まつておるというような状況ではないわけでございま

になりました場合には暴力団対策部ができるわけですが、この暴力団対策部には暴力団対策第一課と暴力団対策第二課が置かれるわけでございます。その業務につきましては、暴力団対策第一課の方が、どちらかと申しますと暴力団対策の運用と申しますか暴力団の指定など、そういうものを担当してまいるという課になります。暴力団対策第二課と申しますものは、これまでの法令等をいろいろ駆使いたしまして取り締まりをやつ

いくといいますか、暴力団取り締まりの全国の指導に当たる、大体こういう振り分けで業務を進めていこうと考えておるところでございます。

この機構が整備されることによりまして、今まで府令職とすることであつておきました暴力団対策室というものが大変な格上げをいただくわけでござりますけれども、これによりまして、從来必ずしもそうだったとばかりは言えないでございまますが、どちらかと申しますと暴力団犯罪の捜査を中心として、取り締まりを中心として構築してまいりました暴力団対策を飛躍的に発展させまして、いわゆる民事介入暴力等の不当な行為を繰り返している暴力団に対し、より総合的かつより強力な諸対策を推進することができるものと考えておりますところをございます。

なお、その必要な経費でござりますけれども、平成四年度予算におきまして三億五千四百万円を措置しているところでございます。

その内容といたしましては、各都道府県が指図をいたします実態把握等のための調査の経費、あるいは聴聞開催の経費、これは参考人の旅費とか印刷製本費、郵送費などを含むわけでございますが、そうした聴聞開催の経費、それから官報への掲載料などの経費に対する補助金、及び、国家公務員委員会に設けられます、先ほど御質問のございました審査専門委員の経費、これは委員手当であるとか会議費とかが含まれるわけでござりまするが、そういった専門委員の関係の経費などでござります。

それから、システムでござりますけれども、暴力団情報管理システムというものを私どもつくつてしていくつもりでございまして、これは、暴力団の広域化、寡占化が非常に進んでおりまして、暴力団情勢が大変悪くなっている現状におきまして、暴力団に関する情報を、いわば警察庁の電子計算機を使用いたしまして一元的に管理をいたしまして、全国的な活用を可能にするためのものとして導入をしたいというふうに考へておるものでござります。

○北沢委員 次に、警衛に関する事務の移管に關する面で、古くから私どもの党だけでも、浅沼委員長に対するテロ、さらには土井たか子前委員長、山口書記長に對するテロ等、また長崎市の本島市長、そしてつい先ごろにおきましては金丸自民党副総裁への発砲事件など、絶対にあつてはならぬのであります。従来のやり方では対応できなくなつている面もあると思うであります。

特に暴力団や右翼の、かつてのあいくちだとか日本刀から最近はけん銃によるものなど、こうしたテロに限らず、何か最近の事件の特徴的と見られることがあつたらそれについてお伺いをし、それから、けん銃に対する取り締まり状況、そして新たなテロ対策などお考えだと思いますので、この辺の状況について、非常に不安を持つておりますので、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

○吉野政府委員 お答えいたします。

先ごろの金丸自民党副総裁への狙撃事件、これは大変ゆゆしき事態でございまして、私どもも大変深刻に受けとめている次第でございます。右翼主流でございましたが、今回の事件に見られますように、最近のけん銃の出回りの状況を受けまして銃器使用というふうに変わってまいりまして、これは一つ重大な事態であるというふうに私ども受けとめております。したがいまして私どもいろいろ工夫してまいりたいと考えております。

申すまでもなく、民主主義の基本というものは政治家の方々と民衆との自由な触れ合いというのが基本でございます。警備が厳重になればなるほどそれに逆行するというような状況もございます。さりとて、一たんテロが起りますとこれまた民主主義の危機でございますので、これは何としても防がなければいかぬということで、率直に申し

○北沢委員 次に、警衛に関する事務の移管に關連をしてですが、警衛に限らず要人の警護といふ面で、古くから私どもの党だけでも、浅沼委員長に対するテロ、さらには土井たか子前委員長、山口書記長に對するテロ等、また長崎市の本島市長、そしてつい先ごろにおきましては金丸自民党政副総裁への発砲事件など、絶対にあつてはならぬい、言論の自由を暴力で封じ込めようとする、震撼せしめる事件が起きております。こういったことへの対応はさまざまな労苦がおありだと思いますのであります、が、従来のやり方では対応できなくなっている面もあると思うのであります。

特に暴力団や右翼の、かつてのあいくちだとか日本刀から最近はけん銃によるものなど、こうしたテロに限らず、何か最近の事件の特徴的と見られることがあつたらそれについてお伺いをし、それから、けん銃に対する取り締まり状況、そして新たなテロ対策などお考えだと思いますので、この辺の状況について、非常に不安を持っておりますので、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

上げて実は私ども大変苦労があるわけでございません。これは今後、一にも二にも演説会なら演説会を主催する方々とのお話し合い次第でございますが、よくお話し合いをした上で、多少目ざわりではあっても演壇の下に聴衆の方を向いて、不審な不逞な者がいかないかどうかよく見るとか、あるいは若干多目に人を配置していただくとか、こういうことを主催者の方々と御相談の上でやらしていただきたいと考えております。

けん銃につきましては、今相当出回っております。暴力団のみならず右翼にも相当出回っておりますので、これは今後徹底して集中的に取り締まりますまいりたいというふうに考えております。

なお、右翼につきましては、從来も厳しく取り締まってきたつもりでございますが、今後とも、今どんどん取り締まりに当たる人員をふやしておるところでございますが、徹底して集中的に取り締まつてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○北沢委員 私は、今回暴対関係が刑事局暴力団対策部、それから警衛関係が保安部から警備局へという形に変わったあたりにはそれぞの意義があるのではないかとうふうに思っているのです。特に、武器や凶器の取り締まりもさることながら、やはりそういう面で社会情勢に触れながら、例えれば右翼団体等の人物を監視をし、なおかつ、それらの要人に対する接近を事前にチェックするというか、そういう体制が非常に大切ではないかというふうに私は思っております。特にそういう意味で、警備の面で移管をされたということの意義も一つあるのではないかというふうに私は解釈をしているのですが、そこら辺について、さらになのことについて、テロ事件ですけれども、これはある面では、国民党と要人との接近といいますかそういうものを極端に妨げることは非常に難しいわけでありますし、またそのことは本旨ではないわけであります、しかし、今言ったような、事前にチェックをし、そして事前に凶器を総合的に取り締まるという面で、さらに一層の強

化を図つていただきたい。そういうことについで、鈴木長官からの再度のかたい御決意をいただきたいと思っております。

○鈴木(良)政府委員 暴力団も右翼も、最近はまさにけん銃というものを使ってのいろいろなテロ行為などを繰り返しておるわけでございまして、このけん銃に対する態勢というものを我々はいろいろな形でシフトしていかなければというふうに考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、暴力団に対しましても、あるいは右翼に対しましても、私ども、総力を挙げて、こういうものを許してはいけないとということで、一面では取り締まりをもつと徹底していくということをやつていかなきゃいけませんし、また現場におきましてもそういうことを許さない態勢でしっかりと臨んでいきたい、かように考えておるところでござります。

○北沢委員 それでは進めますが、さて、暴対法が成立をし、それに伴う新しい機構ができ上がるにつれて、いよいよ本格的な取り締まりが期待をされるわけであります。形式的に完全な体制ができるがたとしても肝心なのはその内容でありますて、そして、取り締まりに当たる警察官自身のモラルを厳しく問われなければならぬというふうに私は思っております。厳しい姿勢でこれらの運用に当たられるのでなければ、せっかくの体制も何の効力も發揮しないばかりか、悪の温床をはぐくむことにもなりかねないのであります。

残念ながら、これまで地域によつては、市民から信頼されているはずの警察官の不祥事がたびたび発覚をいたしまして、事前に摘発情報が漏されると、第一線の警察官と暴力団との連着もあるや聞いております。

特に、ごく最近ですが、東京地裁八王子支部での差し戻し審の判決で明らかになつたことであり、依頼をし短銃を入手をいたしまして提出をしたといふ事件でございます。捜査員と被告の暴力団組織との間に罪を軽減するための取引があつたこと

と、また、逮捕した際に手銃をかけなかつたり直接受外部と電話連絡をさせるなど破格の優遇があるたとして、裁判官から警察に十分反省を求められているというような報道がなされました。

私は、もちろん大多数の警察官の皆さんの地域での地道な御苦労には感謝を申し上げるところであります。しかし、こうした一部の不祥事が大きないメージダウンとして悪影響をもたらし、この法律の実効力を損ねるものになりかねません。近来特に嘆かれているモラルの低下に関し、どのような対策、指導をお持ちなのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○國松政府委員 ただいま御質問の中にございましたその具体的な事件につきましては、これは先般、三月十六日に公判の結果が出て、それが報道された件でございます。この御指摘の件につきましても、まさに遺憾なことでございますが、捜査の適正について誤解を招くような軽率な行為があつたことは事実でございます。ただ、私どもといたしまして、その入手したけん銃について、それが取引で行われたというようなことはなかつたと今でも信じておるところでございますけれども、その過程におきまして、相手の暴力団との癒着というようなことを言われていたし方のない軽率な行為があつたことは事実でございまして、まことに申しわけないことと思つております。

この件につきましては、既に関係職員二名を含む関係者五名が処分をされておるところでございまして、こういった問題につきましては、引き続き厳正に対処をしていきたいと考えております。

特に、この暴力団対策法の施行という時期におきまして、暴力団との癒着というような御批判を

万が一にも受けようなどがありましてはまことに申しわけないことでございますので、綱紀処正につきまして、この際さらに一層強力に推進をしようとしておるところでございます。暴力団排除を願う国民の期待にこたえるためにも、暴力団犯人搜査等に当たりましては、厳正な態度を保持して、その適正が疑われることのないように、こ

れは繰り返し第一線に徹底をしておるところでござりますし、今後もそういった努力を十分に続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○北沢委員 御決意のほどをぜひひとつ徹底をしていただきたいと思います。

それでは、せっかくの機会でありますから、ここで、いわゆる拡声機の規制条例とか騒音防止条例について幾つかお伺いをしておきたいと思います。

たつては、警察の方から条例の制定を推進しているやにも実は聞いておるのですが、現時点での条例制定の状況というものをまずお聞かせをいただ

きたいと思います。

○吉野政府委員 拡声機騒音を規制するための条例、私どもはいわゆる暴騒音規制条例といつてお

りますが、これは、ただいま御指摘の昭和五十九年、岡山県で初めて制定されたのに続きまして、

平成元年には石川県で制定されております。それから平成二年は岐阜県、長崎県、熊本県、そして

福島県で制定されています。それから平成三年

は群馬県と宮城県でございます。それから本年、

平成四年になりますして山形県、静岡県、和歌山

県、これらの県において制定されておりまして、都合十一の県で制定されているところでございます。

○北沢委員 この条例については各県の中でも問題点を指摘をされておるわけであります。最近まで、こういった問題につきましては、引き続

き厳正に対処をしていきたいと考えております。

特に、この暴力団対策法の施行という時期におきまして、暴力団との癒着というような御批判を

万が一にも受けようなどがありましてはまことに申しわけないことでございますので、綱紀処

正につきまして、この際さらに一層強力に推進を

しようとしておるところでございます。暴力団排

除を願う国民の期待にこたえるためにも、暴力団

犯人搜査等に当たりましては、厳正な態度を保持

して、その適正が疑われることのないように、こ

れは繰り返し第一線に徹底をしておるところでござりますし、今後もそういった努力を十分に続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○北沢委員 御決意のほどをぜひひとつ徹底をしていただきたいと思います。

それでは、せっかくの機会でありますから、ここで、いわゆる拡声機の規制条例とか騒音防止条例について幾つかお伺いをしておきたいと思います。

たつては、警察の方から条例の制定を推進してい

ます。たつては、警察の方から条例の適用といふものについてのこの条例の適用といふものについ

て、どのようにお考えになつておられますか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

ただいま委員の方から通常の政治活動についての御懸念の御指摘がございました。一番新しい和

歌山県の条例の第一条に目的がございまして、この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機

の使用について必要な規制を行うことにより云々と、こういうことがございまして、あくまで県民の日常生活を脅かすようなわゆる暴騒音を取り締まる、規制するというものであるというふうに承知しております。したがいまして、正常な政治活動、市民運動あるいは労働運動、こういうものについてはこの条例の規制の対象とはならないと

いうふうに承知いたしておるところでございます。

○北沢委員 私どもそのように解釈をしていきたま静岡から以後、公安委員会の取り扱いになつておるよう實は聞いておるわけであります。何

としても表現の自由であるとか政治活動の自由、憲法に抵触をしない、また、やる側においてもそ

こら辺については良識ある態度で臨みたいといふふうに決定をしなければいけないわけであります

が、実情に即したものとしてこれらに合致するよう、条例の制定またその運用については特にひ

ううに決しておかなければいけないわけであります。渡された給与は一万円であるといふうに

おりまして、非常に心配をされて、みんなで物を出し合つたり米を出し合つたという経過がござい

ます。渡された給与は一万円であるといふうに

聞いておりますが、やはりその仲介になる者はや

くさだらうといふうに私は推察をいたします

し、また、その事業主も迫つたのですけれどもなかなか強硬な恐喝で、届け出ることもできなく

て、ついに日本に悪い感情を抱いて帰らざるを得

ないという、そういう状況であるわけであります。これは、一つは労務におけるやみの組織であ

りますから、そのことは当然考えられるわけであ

りますので、今国際化といい、また国際親善といいながら、そういうような悪の存在を許すといふことは、私は、田舎までそういう問題がしみでいるということも看過できない問題であろうと思いまして、これらに対する取り締まりなり指導の強化ということに向けてもされなければいけないと、いうふうに思つております。

それともう一つ、私は近くシベリアへ視察に行こうと思っておりましたところが、私の知人がシベリアにやくざがいるんだ、そういうことを言われまして、私は外務省のロシア課へ参ったところが、課長さんがやくざがいるということは承知をしております、これらについての情報は警察庁の方へ聞いていただけないか、実はそういうお話をございまして、あんな末端のロシアの果てまでやくざがおり、なおかつマフィアが根を張つて居るということも聞きまして、非常に驚きの念を深めたわけであります。今日日本の海外旅行者が多いわけであります、いわゆる暴力団の最後の逃げ手を海外のそういう分野に彼らがその生きる道を求めていくのではないかという心配も危惧されるわけであります、これらを含めて、これから積極的に解明をしていただき、日本の国際信用来得るべく指導の徹底をお願いをいたしたいと思いますが、これらについては、答弁をいたただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國松政府委員 御指摘のとおり、一括して言う
と暴力團活動の國際化、そういうことになると思
うのであります。が、そういうものにつきまして
は、私どもいたしましても、これまでも関心を
持つてやつてまいりましたけれども、今後はます
ますやつていかなければならぬであろうというよ
うな認識を持つております。

暴力團が海外に進出することはこれまでござ
いました。いろいろな目的で行くのだろうと思
いますが、例えば、御指摘もございましたけれど
も、

も、けん銃とか薬物を密輸入をするために出かけないでいくというのもござりますし、あるいは、いろいろ海外からこちらに働きに来られる方の地元のお話もございましたけれども、いわゆるジャーナリストに行くというような目的の場合もございました。あるいは、若干自分の趣味と利益を兼ねたけれども、やはり一番注目いたしますのは、海外における不動産投資であるとかそういうふうなところでござりますが、彼らなりのいわゆる稼業といいますか、そのぎをやるために海外に進出をしていく、そういう形で資金源活動というものが多様化し国際化をするというところがあるのではないかというふうに考えております。

確かに、このバブルの時代に彼らは相当の資金を得ておるということはあるわけでございまして、そういうふうな資金といいうものを海外に投資をしていくといふような動きが今後ますます出てくるのではないかというふうに考えておるところでございまして、そういうふうなものの動きにつきましては、国内の関係機関、入国管理局でありますとか税関でありますとか、そういうふうな関係機関はもちろん、外国の捜査機関等との連携を強化をいたしまして、まずはその実態の把握に努めるということが第一でござりますが、国内法の適用を最大限に行いまして、違法行為の取り締まりを徹底してまいりたいというふうに考えております。

私どもは、そういう目的もございまして、既に昭和六十二年には警察庁の捜査二課の中に暴力団海外情報センターというものを設置いたしまして、各団の捜査機関等との情報交換を行ってきております。また、特に暴力団の進出に大変重大な関心を持っているのはアメリカでございますのですが、そういったアメリカの捜査機関等とは、昭和五十五年以来七回にわたりまして日米暴力団対策会議というものを相互に定期的に開きまして、

いろいろな情報交換をやつておるところでござります。この点につきましては、つい先般、三月の十一日から十三日までハワイにおきまして会議を開きまして、かなりの成果といますが、そういう情報交換という面では進んでまいつたという感じがいたしております。今後そういった努力をやはり我々はやっていかなければならぬというよう

やつていかなければならぬというのは御指摘のとおりでござりますので、そういった暴力団の海外進出と申しますか、海外の組織暴力との連携といいますか、そういうものの封止していくという観点からも、我々暴力団対策部を設置をしていなだきましたならば、その暴力団対策部を中心にしてしまして、そういう情報交換、必要な取り締まり

に考えておられます。

なお、いろいろな御指摘の中に、シベリアにやくざがおる、そのやくざといふのは日本のやくざが行つておるという御趣旨でございますのか、それともあるいは、向こうに日本のやくざのようないまつ日本黄ばらに、こゝまでいって、どこへどう

○北沢委員 日本のやくざだと思ひますが、積極的に対応していただけたという決意のほどをありとあらゆる形で示して下さい。

暴力組織があるとして意味でござりますのかあれどございますが、シベリアというのはかねてから流刑の地でござりますので、そういうところに日本のやうが行つておるというはちょっと私ども存じておりませんが、ただ最近は、先般のソ連邦の解体にも若干関連もあるのかもしれませんけれども、ソ連あるいは特にロシアの国内におきまして、かなりいろいろな形で犯罪が多発をしておりまます。これまでいろいろとお尋ねをしてまいりましたが、この法律が成立をいたしましたときにはさまざま意見がございました。最近とみに一般市民生活のあらゆる面で脅かしております存在となつてゐる暴力団に対する取り締まり強化を期待する声も大きいわけでありますし、その活動をさまざまな角度から封じ込めようとする

る。そういう過客で、いわゆるやくざとの吾輩が、いわゆる組織暴力と申しますか暴力組織といいますか、そういう組織化された暴力集団というものがだんだんできつつあるということは聞いておりまして、先般もヨーロッパのある国の治安機関のトップの方がこちらにお見えになりましたけれども、その方もそういった旧ソ連邦内におきま

新しい法案を私は評価をし、また歓迎をする市議会の意見も多かったわけであります。

しかしその反面、法案の提出そのものが余り性急過ぎて国民的合意を得るための論議に必要な時間的余裕がなかったのではないか、この地方行政委員会においても五時間余という短時間の審議しかなされなかつたという反省や実は批判もございました。暴対法は、その内容の方向において評価

す組織暴力の台頭と申しますか、その方はマフィアという言葉をたしか使つておりましたけれども、ソ連流のマフィアというものが大変盛んになつておるというようなことについての危惧を表明をいたしておられました。

そういうものもあるのではないかと思いますが、まだ今のところ私ども、具体的な形でソ連のマフィアと日本のやくざが何か連携をとつてゐるというような具体的な状況というのを把握していないわけではございませんが、ただ、今後はそういうものにつきましてもやはり十分関心を持つて

すべきであると思われますが、どんな法律を施行されようと、ひとり歩きする面が多分にありますて、懸念のある部分も少なくありません。例えば、暴力団組織と指定する際の第三者による審査制度の不十分で一方的に権力側が決めるということになるおそれはないのかどうか、また、その定義にしても、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」というだけであいまいさを残している点等々、拡大適用されたり乱用されたりして不当な人権侵害を招くのではないかとの危惧が

は基本的個人権ともかかわるものだけに、そして国民の人権にかかることの多い警察厅だけに、取り扱いには慎重の上にも慎重を期していただくことをお願いをいたしたいと思うわけであります。

き、また、暴力団対策法の施行につきまして万全を期しながら、また、いろいろお詫びございまして慎重の上にも慎重にというお言葉を十分踏まえながら、私どもは総力を挙げて暴力団の壊滅に向かつてしまつかりやつてしまりたい、かよう考へ

て、私の質問を終わりたいと思います。

う予定といたしておるところでござります。
なお、その他幾つか、会津小鉄とか共政会、
日一社等の日本二つを以て、四月の終半に

田一家等の回復はさきましては四月の後半が聴聞をやつていこうかという予定でございま

カンボジア

の文民警
たしたい

また今回なんでしょうか、それとも四条に基づく指定な
でしょうか、いずれも兼ねるものなんでしょう

○國松政府委員 三条に基づく指定でござい
なことをか。

ただきた
○出口(那)委員　この指定の法律上の要件に該
す。

既に施行指定、こする団体、暴力団あるいはその連合体というは、今挙げられた名前以外のものも多数あるの

れから連はないかと私は思われるわけであります。それを、要件に当てはまる限りは今後順次ことごとく。現在ま

指定をされていかれるおつもりなのかどうか、

○國松政府委員 指定要件に該当いたします暴の筋についてお伺いしたいと思います

國かございまして、それによきましては、御定をいたしていく予定でございます。

たゞ、事務的なと申しますが、それぞれの団
一つ一つ指定をいたしますには、先ほど来御議

通知を出
もございましたように、聴聞に始まりまして、
なり慎重なと申しますか人権を配慮した上での

重な手続がございますので、かなり時間のかかる手続でございます。したがいましてタイムラグ

稻川会、かなり置かれるのではないかと思いますが、私もいたしましては、より悪質なと申しますか

重要な団体から、大きな、悪性の強い、広域的な本かつ頭次、指主要件て該当する暴力團が二さ

○三口(那)委員 いわゆる山口組を例にとりま
してと申

れば、広域暴力団といわれているわけであります
が、先ほど三条に基づく指定をされるというお

川会、住において行
るいは何々暴力団といわれるものはいっぱいあ
りました。しかし、これらの傘下の何々組

八

わけでありまして、これが四条に基づいて山口組が指定される、あるいは山口組系の何らかの団体が指定されるということも将来あるんでしょうか。

國松政府委員 精査をいたしておるわけではございませんので今後のことについてはわからぬのであります、三条に該当するものがあれば三条でやり、四条に該当するものがあれば四条でやる、お答えになつていないのでかもしませんが、そういうことでござります。

それで、原局は二条指定としないのかあるおどりでございまして、そうでなくて、三条で指定できな
い連合体形式をとっているものがあれば四条でや
るというもののでございます。もし今後、いろいろ
な暴力団の活動実態というのを見てまいりまし
て、四条の指定にふさわしい暴力団があります場

合には、ふさわしいというか、そういう該当する暴力団がござりますれば四条で指定することもあるらんあるわけでございます。

暴力団側から手を貸すなどかあるし、この法律に対する問題点を指摘するキャンペーンを張ったりとか、いろいろな行動に出ている所伺っておりますが、警察庁として、現時点までの暴力団側の対応の実態について御認識をお述べいただきたいと思います。

○國松政府委員　暴力団の側におきましてこの暴力団対策法の施行に合わせてにわかに出てきた動きでありますので、指定逃れの動きではないかということと、私どももそういう意味で関心を持っています。会社を設立している動きは幾つもござります。会社を設立する、政治団体を設立する、あるいは解散をすると

いったよな動きがございますが、そういうたるものにつきましては、私どもとして、とにかくこの実態がどうなのであるかということが一番問題でございまして、会社の設立にいたしましても、もちろん本当に会社をつくって実感的にその仕事をしていくという意図があるものにつきましては、それはそれなりに実態を見て判断をせぬといかぬ

わけでございます。ただ会社をつくりましたといましても、一月から三月までの間に八十も九十九社がどんどんできる、内容は何だといつたらもう会社設立というのはもう全く名目だけのものではないかということであらうと思ひますの

で、そういった実態をよく把握いたしましてそれなりに対応していくかと思っておりますが、今までのところ、先ほども御答弁申し上げましたけれども、彼らの動きについて、大変困ったことになった、指定がなかなかできにくいのではないかというような認識を私ども一切持っておりません。なお、デモとかそういういろいろな動きもあるわけでございますが、そういうことをやるのはおやりになる方の御自由でござりますので、私ども特にこれについてもそう関心を持つてはいるわけでもございません。

ただ問題は、暴力団という実態は、組織の威力と申しますか暴力的な威力というものを背景にいたしまして市民をおどすといいますか、そういうふうなことによりましていろいろな資金稼ぎをする、その隠れみのとして株式会社というものをつくる、それで、その株式会社の実態は何があるか、金を貸すとかあるいは地上げをするというような行為はあるかもしませんが、結局もとのところの暴力団としての威力を背景にしてその構成員が前と同じような実態でやっている、ただそれが隠れみのとして株式会社というものをかぶつた定要素に該当しなくなるようなことはない、昔とすぎないというような実態があるわけでありますれば、それは私どもとしては、三条の一号の指定期間に該当しなくなるようなことはない、昔と

そこで、今後の課題について、まず十三条で「暴力的要要求行為の相手方に対する援助」といふ項目があります。ここで、例えば不当な利益を返しなさい、あるいは返すことについての助言をします、こういう規定になつておるわけあります。が、この十三条各号で掲げられた返還行為等、これは、かわいそらだから返してあげなさい、いろいろ任意の返還行為のお勧めなんでしょうが、それとも、違法だから返しなさい、こういう認識のもとでの返還の助言なんでしょうか。

○國松政府委員　十三条に、暴力的要要求行為の相手方に対する援助ということが公安委員会においてできる、一定の場合に、もちろん法的な要件はございますが、できるということになつておるわけでござります。

あくまでこれは実態の問題でございまして、実態が変わって全く株式会社としての活動をしておるというものについて、その株式会社としての活動に、暴力団対策法、名目は何であれ、私どもがそういった正当な営業活動に関与していくということはあり得ないことであります。ただ、そういったものを隠れみのにして暴力団の活動を続けていくなどいうことは絶対に許さないというのが私どもの基本的な立場でございます。

○山口(那)委員 ぜひこの実態を慎重に見きわめた上で、人権上の配慮をとりつつもなお果斷な措置をお願いしたいと思います。

さてそこで、本法によりますと、暴力的要要求行為をなした場合に、直接それが処罰されるのではなくて、必要な措置を命ずる、つまり十一条でそういう措置を命ぜることになつておるわけであります、单発で、その暴力的要要求行為で金銭等が

そこで、今後の課題について、まず十三条で「暴力的要求数行為の相手方に対する援助」という項目があります。ここで、例えば不当な利益を返しなさい、あるいは返すことについての助言をします、こういう規定になつておるわけがありますが、この十三条各号で掲げられた返還行為等、これは、かわいそらだから返してあげなさい、こういう任意の返還行為のお勧めなんでしょうか、それとも、違法だから返しなさい、こういう認識のもとでの返還の助言なんでしょうか。

○國松政府委員　十三条に、暴力的要求数行為の相手方に対する援助ということが公安委員会においてできる、一定の場合に、もちろん法的な要件はございますが、できるということになつておるわけをございます。

この暴力的要求数行為と申しますものは、違法な行為には違いないわけですが、けれども民法上の取り扱いというのは大変微妙なところでございまして、例え強取をされる、つまり強盗に遭う、あるいは恐喝をされるというようなものになりますけれども、たゞ暴力団の組織として行動される、そういうものを暴力的要求数行為といふことで至らない状況におきまして、たゞ暴力団の組織の威力を背景にしていかがわしい行為として行われる、そういうものに該当するわけですが、いわば、ブラックまでのいかないグレーのゾーンの行為といふふうに認定をしておるわけでございまして、こういうものにつきましては、民法上の取り扱いといふふうのにつきましては、これはかなりいろいろな御議論があるようございます。

したがいまして、この十三条によりまして、八安委員会は暴力行為の相手方に対する援助を行なうことができるということで、金品等の供与を受けてしまったような場合には、返還に当たつてその

当事者が行う業務を援助することができる限り、
ことでございますが、これは、いわゆる返還す
る、しない、ということの法律行為の中身にまで立
ち入りまして公安委員会なり警察なりというもの
がタッチをしていくことは、なかなか難し
いことでございます。したがいまして、ここで書
いてございますのは、言つてみれば事実行為とし
て行うわけでございまして、何か法律的な効果が
我々の援助にかかるてくるというようなものでは
原則的ではないわけでございます。

ただ、私どもいたしましては、例えば、警察
がどういう具体的な援助行為をするのかということ
につきましては、施行規則に書いてあるわけで
ござりますが、例えば、警察署の施設を利用して
いただいてそこでいろんな返還交渉をしていただき
くということになれば、そのこと自体は法律的に
は何の意味もないことでございますけれども、そ
ういった警察施設などにおいて行われれば、その
品の暴力的要素行為の結果相手方に移ってし
まつたいろいろな利益を返還をしてもらうとい
う交渉を当事者がおやりになる場合につきましても、いろいろな意味で事実上の効果があるのでは
ないか。

そういうことを期待してつくった法文でござい
まして、法律的な効果というものがそこから直接
に出てくる援助という行為ではないというようだ
と御理解をいただきたいと思います。

○山口(那)委員 この十三条はあくまで十一条の
規定によって命令をした場合に働いてくるわけで
すね。ところが、その暴力的要素行為に対しても抵
抗している間は時間的余裕がありますから、それ
で命令をなして、これこれをしてはいかぬ、こう
やれるわけでございますが、一回的に要求をして
直ちに金銭が授受された、利益が移転したとい
ふことであります。もちろん十一条の命令というもの
が適切かつ迅速に行われることが前提であります

が、それでもなおかつ金銭の授受、利益の移転等のものが一回的になされてしまうであろう、こういうふうに思うわけですね。そうすると、市民として果たしてこの法律で抵抗をきちんとでききるのかどうかというところがまだ問題があるのでないかというふうに思います。

その場合に、この暴力的要要求行為そのものを法視して、これを構成要件化して处罚をするとか、あるいは、そういう移転した利益あるいはその品についてこれを直接返還させる、あるいはそれを没収するとか、そんな不当な利益を剥奪する、こういうことも検討されなければならない、とだろうと思うのです。

既にいろいろ御検討はなされておるのだろうと思いますが、今の点について、二点についてどうお考えでしようか。

○國松政府委員 暴力的要要求行為が既遂に達成しまった場合と、いうことが一つあると思います。私どもとしては、そういうことにならないようなく十一条の一項の方の中止命令と、いうものを利用されるような段階において我々が関与をしていくという努力をすべきことは言うまでもないことでございます。そういう努力をしていかなければならぬと思います。

ただ、不幸にしてそのいとまがなかったといふ場合には、二項というのがございまして、そういう場合にはその再発防止のための措置をとらせて命令を出すことができる、いわば再発防止命令というものを出すことによって被害がそれ以上拡大することのないような措置をとるということです。二項の手当をいたしておるところでござります。

それ以外のところでこの暴力的要要求行為そのものの处罚をするというようなことにつきましては、これはなかなか、恐喝に至らないような行為として初めから考えましたこの「暴力的要要求行為」でございますので、これはなかなか難しいことではないのかなと思つますが、もとより

御指摘のごとくございました。そういうふうにもう既遂になってしまった、金品が向こうへ行つてしまつた、それをいわば没収をするというか、それを剥奪をするという行為が必要であろうということにつきましては、私どもいたしましても全くそのように考えておるところでございまして、この立法の当初の段階におきましてもそういうことは考えておったところでございます。

ただ、当時、麻薬二法という法律が別の委員会でいろいろ御審議をされておりまして、そこで不法利益の剥奪という仕組みをいろいろ御検討なさつておつたといひきさつもありますので、それを見ながら私どもはやるべきではないかということで、この法律の当初の案からは、一度さらによ長期間に検討すべきということいたしました。この当初の案からは外した経緯もございます。ただ、外したといいましても、そういうものに意味がないという認識では全くないわけでございまして、今後ともそういうものは必要であろうということでございます。

したがいまして、今、その不法収益の剥奪を盛り込むといたしましてどういう仕組みというものが可能であるのか、既に御審議の成りました麻薬二法に定められた手続というのも参考にしながら、現在関係省庁と協議、検討を行つておるところございまして、今後もこれは十分検討していくかなければならない問題であろうというよう考へております。

○山口(那)委員 きょうは時間がありませんので、後ほどまた論点をクリアにいたしまして御議論したいと思います。

さて、このほどカンボジアのブノンベン政府のフン・セン首相が来日をいたした折に、文民警察を派遣してほしい、こういう要請があつたかに報道されております。この点について、現行法に基づいて地方公務員である警察官をそのニーズに応じた派遣をすることが実事上可能なのかどうか、その人的な能力、あるいはそのニーズに合つた業務が提供できるかどうか、こういう警察の実態に

ついで、すすり伺いたいと思ひます。
○井上(寺)政府委員 御案内のとおり、PKOの遂行というのは、現行法上は警察の任務というところにはなっておりません。したがいまして、現階段では、警察官を警察官の身分を保持したまま今御指摘のような要務に派遣するということは不可能である、このように認識しております。
○山口(那)委員 法的にはそうだろうと思ひますが、その法的整備が仮にできたとして、実際に警察官を派遣するというその事実上の準備の状況といいますか、それはもう可能性があるんでしょうか。
○井上(寺)政府委員 このPKOの任務というものは大変重要なものであらうと思います。同時にまた、私どもが今まで経験したことのない仕事になるわけであります。
この法案が成立いたしますといよいよ要員を派遣するという場合にも、要員を選定した上で、やはり十分かつ徹底した事前の教養訓練といふものがなされる必要があらうといふふうに思います。そのような訓練を十分に経た上で派遣する、すなわち、法案が成立したからすぐに即応できるというものではないというふうに理解をいたしております。
○山口(那)委員 現行の警察法上、派遣は法律上不可能である、こういうお話をでした。
さてそこで、外務省にも念のため伺いますが、外務省では既に、地方公務員である選舉の関係の職員を外務省の職員に身分がえをして派遣をする、こういう実績が過去あらうと思います。これらの法的根拠というものは外務省設置法に基づくものであらうと思いますが、これと同じ考え方で、警察官を外務省設置法に基づいて外務省職員に身分がえをして、このPKO活動に協力するということが可能なのかどうか、この点について外務省にお伺いいたします。

視ということで外務省に採用の上、外務事務官にして派遣をしたことはござります。その際に、外務省といたしましては、外務省設置法に基づきまして、外務省の国際連合に対する協力という観点からこれを行つたわけでござりますうけれども、他方、今度のJNTAについて問する文

国会で成立させていただいて、その法案のもとで、先ほどいろいろ御質問ございました疑問をこそ、こへ集約しまして、そこで解決をして派遣を一刻も早くやつていきたい、こう思つておりまして、ぜひPKO法案に対する御審議の御協力をお願ひいたしたいと思っております。

造をされて何らかの形で密輸入されたものといふうなことかと思ひます。

さらに、先生の今お尋ねの中で、どの程度けん銃が出回っているのかということをごさいますけれども、かつてはけん銃一丁というものが暴力団組員十人に匹敵をするというようなことが言われておりました。ところが最近では、組員一人がけん銃

○吉野政府委員　お答えいたします。
この犯人が所属しております右翼団体、憂國誠和会と申しまして、昭和六十二年に政治団体の届け出をいたしましたが、暴力団との関係はどういうふうになつてゐるのですか。

す現地の状況か、要するにカンボジアにおける
す法と秩序が維持され、そして、選挙の際の治安
維持あるいは人権が擁護されるようにならねば
の警察が機能するといったことを指導監督すると
いうことになつておりますので、このようなこと
を外務省の職員たる身分を有する者ができるかど
うかにつきましては、現行の外務省設置法との関
係ではかなり困難があるのではないかというふう
に考えております。

○吉井(英)委員 まず、暴力団対策新法に基づいて警察庁の組織機構を整備しようというのが今回暴力団対策新法もいよいよ三月一日から動き出して、暴力団に対して従来より決意を表明していらっしゃるようだに、これから暴力団を壊滅させるのだということで今取り組む、そういうときであります。ですが、このときに、せんだって二十日の日に、自民党の丸久副総裁が右翼団体員から短銃で狙撃をされるという、言論を暴力で封じ込めようといふ本当に許しがたい事件が発生しておりますが、これに当たって塩川自治大臣は、総理の方からの警備強化の要請に対して、今後は、要人警備を強化するだけでなく、けん銃に対する警備の強化策を検討するという旨の発言をされたということも伺っております。今までにはピストルといえば大体

銃一丁を持っているというふうなことも言われるわけでございます。それから果たしてどの程度のけん銃があるかということでございますけれども、これは私どもとしてもなかなかつかみがたいところでございますけれども、暴力団の発砲事件、そうしたものが発生した際に、検挙の都度、私ども総力を挙げましてけん銃の摘発等をする、しかしまだ続発をするというふうな状況等を見ますと、まだまだかなりの数が暴力団関係者等々のところにあるのではないかと推察をいたす次第でございます。

○吉井(英)委員　かつて大阪で暴力団の組長が狙撃されたときに、ボディーガードについておつた組員が全員ピストルを持っておつたということです、ですから今おつしやったように、組員一人が一丁ということはもう当たり前かなという、まさにこれは異常な事態だなというふうに思うわけで

け出をした団体で、構成員は約十人の小さな団体でございます。残念ながら今のところ入手経路についてはわかつておりますが、あいまいなところがありますので追及いたしております。なお、暴力団との関係につきましても、現在のところ定かではありませんで、その面でも鋭意追及しているところでございます。

○吉井(英)委員 さっきもおつしやったように、暴力団の組員の方は一人一丁というふうにどんどんどんどんふえているわけですね。だれから買つたかは今言わないにしても、結局ルートといえばそういうところかななどいうことになるわけです。が、これはわかりませんが、問題は、押収状況ですが、これは警察白書や犯罪白書等で見ていると、ビストルの押収が減っているのですね。かつて、一九八五年の千七百六十七丁をピークにしてだんだん

さてそこで、最後に大臣にお伺いいたしましたが、このカンボジアの文民警察に対するニーズといいますか、それをどのように御認識されておられるか、並びに、これに対する日本の協力をどのように行っていくべきなのか、その点のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 塩川国務大臣 日本の国内、特に政界の事情というものは別といたしましても、国際的に、特にカンボジアの国内におきましては、日本にそういう協力が非常に強いものがあるということを私たちも感じておりますし、そういう要請もございました。世界的にもこれは一つの世論になってきているように思います。

でございますから、我々といたしましては、いずれにいたしましても、PKO法案を一刻も早く

暴力団、これが今度は右翼までけん銃を使つて次々と、けさほど米議論もありましたように、テロ事件を引き起こすという事態になつてきていることは、民主主義の危機を招く本当に重大な事件だというふうに思うわけです。
そこでまず、こういう不法所持の短銃の数、これは全国的に大体どれぐらいになつていているというふうに見積もつておられるのか、あるいはふえているのか減っているのかという問題、ここのこところをまず伺いたいと思うのです。

○閣下政府委員　お答えをいたします。

私たちも警察で押収したけん銃の数ということです。申し上げますと、過去五年間で五千八百七十丁ほどを押収しております。そのうち五千百五十二丁といふ数が真正けん銃でございまして、外国で製

ところで、せんだつでの金丸副総裁を狙撃した犯人の所属しているという右翼団体、憂国誠和会は八八年八月にも構成員が日本刀を持って自民党本部に侵入し、逮捕される、その後も銃刀法違反等で捜査を受けているわけですね。そしてまた銃器による事件を引き起こして、今回けん銃で、しかもまかり間違えば金丸氏が本当に命を奪われてしまふ、こういう事態であったわけですね。ですから、国民党からすると、普通の国民党というのはピストルなんか入手する必要もないわけですが、手に入らないわけですよね。それが容易にけん銃が入ってきてますますふえていくということ 자체が非常に異常な事態なんですが、この団体、暴力団とビストルの関係はよくわかっているのですが、右翼

分に減つてきている。一方ふえているのに押収が減っている。こういう理由は一体どこにあるのでしょうか。

銃を摘発したいということで総力を挙げてこれに取り組んでいるところでございます。

○吉井(英)委員 警察白書の中でも、今おつしやつたようにけん銃の密輸方法、隠匿方法の著しい巧妙化、確かに相手も巧妙になつてゐるわけですね。しかし、その一方で押収件数が減り、かつては一丁が十人に相当するというぐらいのものであつたのが今や一人の組員が一丁を持つというううにどんどんどんどんふえてきた。これは使用されたときには本当に国民の生命に直接かかわる問題でもありますし、そしてかつてのような事件、この間の事件のようなことになると、これは日本の言論、民主主義の危機そのものを招くわけでありますから。これは昨年もこの取り締まり強化のために銃刀法が改正されたばかりなんですね。それなのに今回こんな事件が起こってしまった。

いうことでございまして、この暴力団対策法の施行を機会に銃器の摘発班をそれぞれの県につくってもらいまして、専従した体制でがっちりやっていこうというふうに努めておるところでございます。

○吉井(英)委員 次に、暴力団新法が施行されれば、團のいろいろな行為、現行法で難しいということ、で、今いわゆるグレーゾーンをこれでカバーして、いこうということが始まつたわけでありますから、ただ、同時に、グレーゾーンの拡大に走るようなことになつてはやはりまずいので、やはりあくまでも現行法を厳正に活用して徹底的に暴力団の壊滅に向かつて取り組んでいくことが大事だと思うのです。

せんだつて三月十一日に大阪府警捜査四課が住吉署と共同で、暴力団アパートの一室を普づつ

家主に無断で組事務所に改造しておった、こういう問題について、これは損毀罪を適用して暴力団組織員を逮捕する、また逃げたのを指名手配する。つまり、暴力団新法の適用ではなくて現行法、知恵を使ってそしてその活用で徹底的に壊滅に当

○鈴木(良) 政府委員 お話をとおり暴力団の問題あるいは右翼の問題、けん銃というものを使つたテロ行為が大変多くなつてゐるわけでございます。ゆゆしき問題だと私も考えております。そういうことで昨年も銃刀法を改正させていただきまして、三月一日から施行しているわけでございまますが、これはまさに効果はこれからでございまます。

けれども、大変有効な手段を与えていただいたわけでございまして、まさに海外から密輸するという状況が現実一番強くなつておるわけでございまいすから、これに対しましてぜひ改正した銃刀法を効果的に活用してまいりたい、かように考へておるわけでございます。

という決意も報道されておりますが、こういうらゆる法令の適用で取り組むという姿勢を、これは警察庁の方針として徹底してもらうことが大事だと思うのですが、その点はいかがなものかと思いまして、伺っておきたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 おっしゃるとおりでございまして、暴力団新法という手段も与えていただきました。さらに現行法令でいろいろな手段があるわけでございますから、そういうものを総合的に

活用して、運用していかなきやならない、かよう
に考えております。

○吉井(英)委員 暴力団新法の規制対象となつてゐるのは、とりあえずいわゆる三団体ですが、最近の暴力団員の検挙件数を見ておりましても、確かに三団体がふえているのですね。ところが全体としては、昭和六十年ごろをピークにして検挙件数は減つてゐるのですね。事件が減つたわけじゃなくて減つてゐるのですね。そういう点でやはり、今回の大阪の例もありますが、あらゆる刑罰規定の活用ですね、新たな法律をつくるというより、現行法を徹底して活用して、そして、昨年来問題になつております証券スキヤンダルの問題とか、今日の佐川急便を通じて暴力団に不正に金が流れますから、やはり暴力団取り締まりと、いうのは、

国民の世論が背景にあるといふことは実際はやりやすいといいますかそういうときですしこそ、また新法施行に対する国民の期待も大きいときですから、私は、新法の活用はもとより、新法だけに頼るのでなく、原則は現行法の厳正な適用によって攘滅を図るんだということを取り組んでいただきたいと思うのですが、最後にこの点は國家公安委員長のお考のほどを伺つて、質問を終わりたいと思います。

○中島委員長 神田厚君。
○神田委員 警察法の一部を改正する法律案についてお伺いをいたします。

暴力団新法の施行に関連し、暴力団対策の総合的な効果的な推進を図ることを目的とした警察法の一部を改正する法律案が提出されています。

が、この法案によりどの程度暴力団対策が効果的に行えると考えているのか、お聞かせをいただきたいです。

○國松政府委員　今回の警察法の一部改正を御承認いただきまして、暴力団対策部が設置されることになりました。今までどちらかと申しますと、暴力団犯罪の捜査を中心いたしまして構築をしてまいりました暴力団対策というものを、も

う少し幅広く総合的にかつ強力に推進をしていく総合的な体制が整う、その全国警察の行う総合的な暴力団対策の中核的な組織として暴力団対策部をつくっていただくことになるわけでござりますので、この組織を中心にながらより効果的な諸対策を推進することができるようになります。

も、新たに暴力団対策を主管する独立した所属と
いうものを設置をいたしましてやつていくといふ
県が幾つかございます。ただ、その具体的な詳細な
内容は、今ちょうど県会をやつておるときでござ
いますので最終的な結論は出ておりませんので、
ここで具体的に申し上げるわけにいかないのでござ
りますけれども、かなりの県でそういう独立の
所属をつくる、あるいは独立の所属とまではいかな
ないまでも暴力団対策室といったようなものを設
けまして、そこで重点的に行っていくというよう
な組織ができてきて いるように報告を受けており
ます。

合法、非法の資金源活動を行つております。また、暴力団が株式会社、各種団体と名称を変更するケースが目立つております。指定連れの一策としまして、暴力団が通知書を不受理するとのマスコミ報道などもなされておりますが、これらの偽装工作に対しましてどういう対応をするのかをお聞きしたい。

○國松政府委員 御指摘のとおり、暴力団がこの暴力団対策法の指定逃れをするというようなこと

る、あるいはその解散をするというような動きが見られるのは事実でございます。そういった動きにつきましては、先ほど来御質弁を申しておりますとおり、あくまで実態が大切でございまして、その実態においてそういう株式会社なり政治団体というものが全く名目上のものにすぎない、実態がないということを立証ができる場合、そのかたがた、暴力団としての実態が今までと何も変わらないという実態が立証できる場合といふふうなものにつきましては、私どもとしては当然にこの指定を行つて所要の規制を行つていくというふうに考えておるところでございます。あくまでも私どもいたしまして実態を把握をいたしまして、そうした暴力団の指定された動きに対しても十分な対応をしてまいりたいと考えております。

なお、暴力団が通知書を不受理するとのアスコミの報道もございましたが、不受理というわけではございませんで、我々としては適正な、適法な通知はもうなされたものというふうに考えておるところでございます。

○神田委員 さらに、バブル経済崩壊に伴つて噴出してきましたが、暴力団が実質的経営を行ひながらも表面は合法的企业である企業会員が、一般企業とかわりを持ち資金を集めるこという暴力団の経済活動への進出も激しくなってきております。これらに対しましても毅然とした対策をとる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○國松政府委員 暴力団が関連企業等を設立いたしまして一般企業との取引等を通じて資金源活動を行う実態があることは承知をいたしております。毅然とした対応が必要であるとの御指摘はもうそのとおりと私どもも考えておりまして、こうした活動に對しましては、その実態を十分に把握した上で暴力団対策法の適切な運用を図るとともに、他のあらゆる法令を活用いたしまして、経済取引への介入過程における違法行為の取り締まりを徹底してまいりたいと考えておるところでござ

極右、極左の団体による暴力行為が急増しております。これらの団体に対しまして対策を強化すべきだと考えますが、警察庁のお考えをお聞かせください。

御指摘の極左、極右に対しましても敵しく取締まつてまいりたいと思います。極左といふことは、世間でよく圓教氏に中へてゐる「モルナレーニュ

私どもは内部では極左暴力集団と呼んでおりまして、形を変えた暴力団というふうに見て徹底的に取り締まつてまいりたいと思っております。

た、右翼につきましても、先ほど来御議論ござりますように、けん統を持った非常に危険な団体で、変身しているものが多うございますので、これに

○神田委員 最後に、暴力団の指定についてであります。
つきましては徹底的に取り締まってまいりたい、
いうふうに決意いたしております。

りますが、拡大解釈をしますと総社の自由を侵害し、合法的な活動を行っている政治団体等に規制が及ぶ可能性もあると一部指摘されております。

この点についていかに慎重な運用が必要と考えられるが、運用のガイドラインをお聞きしたいと思

十分に戒心してまいるつもりでございまして、やしくも合法的な活動を行つてゐる政治団体等は規制が及ぶと、あらうなことは想付な、ようつて

やつてまいりたいと考えております。

でございまして、実態をよく掌握をいたしまして、そうした合法的な政治活動あるいは会社活動といふようなものの実態があるものにつきまして

ことであらうと思ひますが、本法成立の際に当たる
員会の附帯決議をちようだいいたしたわけでござ
いますが、そこに「国民の人権の侵害、事業者の
営業の自由を損ねないよう特段の配慮を払うとし

もに、職権の濫用のないよう十分留意する——よう

が実情でござります

にということをございますが、これはまさに私どもにとりましては一つのガイドラインでございまして、そういう趣旨に従つてやつていくつもりでございまして、いやしくも結社の自由を侵害するというようなことはない、そういうことがまたできぬ仕組みにこの暴力団対策法はなつておる、そのような形としておつくりいただいておるといふように考えております。

増員の問題につきましては、国・地方を通じて厳しい行財政改革が行われている中で厳しく抑制されておりますが、資機材の活用であるとか、あるいは既存の定員を再配置するとか、そういう形で内部合理化で努力を統けているところであります。必要によりましてまた将来増員等についても検討してまいりたいというふうに考えておりま

井田委員 次に 警察官の定員についてお伺いいたします。
さきに栃木県などの警察官の数などにつきまし
てお聞きしたところ、東京一二二二、三九五二人であります。
もう一点の 問題は、廻員の処遇改善の問題であります
が、確かに警察官の勤務、日夜第一線で厳しい勤
務を繰り返しております。最も多くは、一日一
回も二回も出勤する者であります。最も多くは、一日一
回も二回も出勤する者であります。

が、千葉県、埼玉県などは他府県に比べまして警察官の数が少ない、こういうふうにも聞いておりますが、警察官の配置基準と一見のは一本どうううに、また、将来にわたりまして質の高い人材を確保するためにも、処遇の改善が大変重要なことだと、うなづいておられます。現在でも合計あ

うふうになつてゐるか、御説明をいただきたいと思ひます。

いますが、各県の人口、面積、地形とか、また犯罪情勢や交通の発達状況等、いろいろな諸要素を総合的に勘案して決めているところでございまして、○神田委員 次に、道路交通法について質問したいと思います。

○神田委員 何かちょっと余りはつきりしない話でござります。

す。
今回の道路交通事故法改正の中で、国家公安委員会は交通事故調査分析センターの指定をすることになつております。そして、このセンターの業務内

やはりこれらの県は東京都のベッドタウンという形で発達して人口が急増している、加えて犯罪も増加しておりますが、そういうところについてお答えいたします。

規定期を準備することなどからおこります。基本的に考え方では問題はないと考えますが、情報を中心して管理することは、個人のプライバシー保護といふ観点から、必ずしも問題となることがあります。

○安藤政府委員 御指摘のように、首都圏の千葉、埼玉あるは、おもと、千葉県につきましては、人口の増加がござりますけれども、いかがでありますか。

増加も最近著しいものがございまして、それに伴いまして犯罪あるいは交通事故の増加も全国的に高い指標で伸びております。したがいまして、おります道路交通法の一部を改正する法律案についてのお尋ねでございます。

先生御指摘のとおり、今回私どもが御提案申

警察官の業務負担も勢い重いものとなつてゐるの
上げております道路交通法の一部改正法案の中に

おきまして、交通事故の調査分析センターについての規定を設けさせていただきたいということをお内容としております。この交通事故の調査分析センターの事業でございますが、その中身は、たまたま先生御指摘になりましたとおり、個人のプライバシーにかかる事項を取り扱うという場面も想定しております。そこで、私どもいたしましたても、交通事故の関係者のプライバシーの保護に関して十分配意をする必要があると考えまして、幾つかのシステム、仕組みを設けさせていただきたいと考えております。

主な点は三点でございますが、一つは、現場に出向いて調査を行うために、事故の関係の方々に御協力を求めることがありますけれども、その際に、その方々の生活または業務の平穀に支障を及ぼさないよう、調査担当者は特に配意をしなさいという規定を置かせていただきたいと考えております。

それから二点目といたしまして、個人のプライバシーの保護の観点から特に厳重な管理が必要と考えられます情報、これはただいまの現場調査の情報でありますとか、警察庁が調査分析センターに提供することとしております情報等でございま

すが、これらの情報を特定情報と名づけまして、これは個人のプライバシーにかかる情報でございま

いますが、その特定情報の管理及び使用に関する規程を調査分析センターに作成してもらいました

て、その中身について国家公安委員会が認可するようなシステムを設けさせていただきたいとい

ることでございます。

それから三点目といたしまして、分析センターの役員及び職員等に関し、秘密保持の義務を守つ

ていただこうような仕組みを設けさせていただきました

いということです。そして、これらの特定情報につきましては、その管理に関する規程に従わずに職員、役員等がその情報を使用した場合には、その役員、職員等に対しまして公安委員会が解任命令を発することができる旨の規定でありますとか、秘密を守らなかった職員等に対しても

罰則を定める等の規定、こういったものを置かせていただきたいと考えております。

そして、このような仕組みを通じまして、いやしくも個人のプライバシーが不適に侵されることのないように、この分析センターの活動が円滑に想定してあります。

でも、交通事故の関係者のプライバシーの保護に

關して十分配意をする必要があると考えまして、

幾つかのシステム、仕組みを設けさせていただきたいと考えております。

○中島委員長 終わります。

○神田委員 終わります。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中島委員長 終わります。

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

題旨の説明を聴取いたします。塩川自治大臣。

○塩川自治大臣 議題とおりました。

○中島委員長 本号末尾に掲載

○中島委員長 本号末尾に掲載</p

中で実感し、個性的で多様な価値を追求し、実現しようとする国民生活の質の向上の観点からも、また、先進国にふさわしい労働条件を確保し、余暇の拡大を通して内需の拡大をしていくという国際社会の中における日本経済の協調的観点から見ても、我が國の最も重要な国民的課題であると考えています。

したがって、冒頭申し上げましたように、社会一般の情勢に適応しながらということを基本として公務員のさまざまな労働条件が定められているわけがありますが、公務員の労働時間短縮に歴史的な、画期的な意味を持つこの法案を私たちは待ち望んできただけであります。

そこでまず、地方自治体の特別職の御経験もおありでございます塩川大臣に、この法案をみずからの方で提案をするという歴史的な思いも込めまして、所見を伺つておきたいと思います。

○塩川国務大臣 労働時間の合理的な短縮ということは、今や時代の趨勢もあり、また国民的要望であろうと思うております。現に今回の春闘におきましても、賃金のベースアップもされることながら、時間短縮をいかにして実現していくかといふその方策をめぐりまして相当激しい論争が行われたと聞いております。したがつて、そういう社会の趨勢に合わせまして、まず国家公務員、地方公務員もそれにふさわしい時間短縮、すなわち、いわば完全週休二日制を実施すべきであるといふこの思想につきましては、長年にわたりまして固定してきておるよう思つております。

ただ民間との関係をいかにして調整するかといふことが課題であったと思つてますけれども、確かに合せまして地方公務員も週休二日制を実施すべく鋭意努力しておるところでございまして、今や具体的なスケジュールの問題にまで来ておるのではないかという感じで私は取り組んでおるところであります。

○小林(守)委員 それでは早速法案の具体的な中

身に入つていただきたいと思いますが、私たちが大きな関心を持ち、そして今ポイントとなつていて思われている幾つかの点についてお聞きをしていきたいと思います。

まず第一点は、この法案の実施時期の問題でござります。

法案では実施時期について「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」このようになつておられるのですが、昨年の八月七日に勧告がなされ、そしてその後七ヵ月たつてようやく法案がなされたというようなことあります。時短それから完全週休二日制への多くの国民の期待にこたえていくためにもできるだけ早急に実施をしていただきたい、ねばならない、そういう観点に立つておられるのか。我々は、今すぐでももう行政的な手続きが最大限短期間でできるものを想定してやついただきたい、ねばならない、そのよう思つておられるわけですが、その辺の見通し、お考えについて伺いたいと思います。

○秋本政府委員 地方公共団体における具体的な完全週休二日制の導入は、今御質問の中でもございましたように、それぞれの団体で条例で定めることによって、所見を伺つておきたいと思います。

○秋本政府委員 地方公共団体における具体的な完全週休二日制の導入のための自治法改正でござりますけれども、成立をさせていただきながら、できる限り国の関係法と同時期に施行するというふうにいたいと思っております。

○小林(守)委員 今、国の関係法と同時期に実施したいというようなお話をだつたわけなんですが、これ等につきまして、同時にこの法案が審議をされておるところでありますから、相當速やかにこれから進めていかなければならないという課題もあるうかと思います。

しかしながら、地方団体におきましては条例の

改正というような課題があるわけでありますから、国が法律が通つた、しかしながら自治体におきましては三月の議会はほぼ終わつたのではないであります。ということになりますと、幾ら頑張つても六月の議会ということになつてしまふのではありませんかといふふうに思うのですね。そういう

点で日程的に詰めてまいりますと、六月の議会で成立、そして最も早い時期ということになりますと七月一日から実施というようなことが最短距離ではないのかな、そんなふうに考えておるわけですから、まだそうしなければならないのではないか、そのように思うのですが、いかがでしようか。

○秋本政府委員 地方公共団体における具体的な完全週休二日制の導入は、今御質問の中でもございましたように、それぞれの団体で条例で定めることによって、所見を伺つておきたいと思いますが、それほども、先ほど申し上げましたように、できる限り国と均衡をとりながらやっていこうではないか、ということを閣議決定もいたしておりますので、そういう趣旨に沿つて私どもとしても必要な指導などを行って努力をしてまいりたいと考えております。

○小林(守)委員 国との均衡ということが何度も出てくるのですが、例えば、住民の皆さんに対する理解とか啓発とか協力とかいうものを得るためにも必要だというようなこともニュアンスとして含まれておつたと思うのですけれども、六月の議会にかかるて七月一日実施というのが時期的に、期間的に足りないというような意味なのかなうかですね。私は、七月一日実施がなぜできないのか、どうも納得できないわけなんですね。

もう一度、国の施行に合わせてやっていくといふことになれば、地方団体はいずれにしても六月におきましても、できる限り国との均衡をとりつつ導入することができるよう所要の措置を講じる、こういうふうに決定されているといった趣旨を踏まえまして、自治省としても必要な指導をしてまいりたいと存じております。

○小林(守)委員 自治体によつては必ず答弁はあるという受けとめ方もできるような答弁ではないかと思うのですが、これはやはり一齊に、期日を明確にして、政府がみずからこういうふうにやりたいんだというような線を出す必要があるのではないか、そんなふうに思うのです。そういう

ことで、七月一日を目指して各自治体の実施を図つていく、そこら辺までの回答ができるのかどうか。いかがでしょうか。

○秋本政府委員 国の方の施行時期がいつかといふことでも今の段階では明確になつてないわけであります。それぞれの地方団体におきましては、やはりそれぞれの地域の実情などに応じながら条件整備に努め、そしてまた住民の皆さんとの理解とか啓発とか協力を得るためにも必要だというようなことを閣議決定もいたしておりますので、どうしてもそれぞれの団体に

改訂というような課題があるわけでありますから、国が法律が通つた、しかしながら自治体におきましては三月の議会はほぼ終わつたのではないであります。ということになりますと、幾ら頑張つても六月の議会といふことになつてしまふのではありませんかといふふうに思うのですね。そういう点で日程的に詰めてまいりますと、六月の議会で成立、そして最も早い時期ということになりますと七月一日から実施というようなことが最短距離ではないのかな、そんなふうに考えておるわけですから、まだそうしなければならないのではないか、そのように思うのですが、いかがでしようか。

○秋本政府委員 前提となる國の方の施行時期が明確でございませんので明確な御答弁もなかなか難しいわけでございますが、地方公共団体の議会からいたしますと、今多くの県で開かれているような議会の次は六月の定期議会といふことが常識

的にはあるわけでござります。そういうときに全くないということを今申し上げているつもりではございませんけれども、しかしそれぞれの地域の住民の皆さんとの理解、協力をいただくということ、そなながる条例改正をしていくということのためには、やはりそれなりの期間、努力ということは必要であろう。また同時に、条例が制定されると、それからその条例をいつ施行するか、それには何がしかの周知期間といふものは必要ではないか、こういったようなことも今お話を中であつたのではないかと思います。そういうふうなことを含めまして、それぞれの地方団体で総合的に適切な時期を判断をするということにならうかだと思います。

ただ、そういう中で、たびたび申し上げて恐縮でございますが、閣議決定でも国と地方公共団体との均衡ということをうたつております。そういったようなことを踏まえながら、私どもとしても必要な指導をしてまいりたいと存じております。

り行政サービスのことについてできるだけのこととはやる必要があるのだろうといったようなことがら、それぞれの地域で実情に応じながら工夫して、必要だと判断したものをやっているのではないかと存じます。

思いますので、次に移りたいと思います。
もう一つ、閣議決定の中では、この週休二日制について、「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」というふうになつていて、この趣旨をもつて自治体でもやつてくれといふようなことであります。が、この「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」といふものが、大変実施困難職場といふものではないかなという実態も見聞きするところでございます。

定の中身、「現行の予算・定員の範囲で実施する。」ということが、その自治体の例えれば交代制職員の職場、それからなかなか実施するのが困難な職場、そういう自治体の中の個別の職場ごとに現在の定員と予算でやりなさいというふうに受けとめている自治体もあるのですね。しかし、私はそこまで闇議決定で言っているはずはないんだろうというふうに思います。

そういう点で、この「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」極力サービス低下をさせないというようなこともついておりますが、この言葉は一つの自治体の全体の中で予算と定員をいじらないでやってみるというような中身として理解していいのではないか、そのように思いますか。いかがですか。

○秋本政府委員 完全週休二日制を導入するに当たりまして、現行の予算、定員の範囲内で行う、こういふことは、今御質問の中でも御指摘ございましたように、國家公務員に関する閣議決定の中でもはつきりうたわれております。その背景などにつきましては改めて申し上げるまでもないかと

思いますけれども、最初に大臣から御答弁がございました民間における週休二日の導入、時短、さることながら、これにつきましては大変な合理化努力をしながらやってきておるだろ。そういうことを考えると、住民の皆さんとの理解、納得をいたぐためにも、地方公団本部としても予算、吉員の範囲内

で実施するといったよな努力が必要だらうといふことからやつてゐるわけでござります。

具体的にどういうよな努力をしていくかといふことになつてまいりますが、それぞの職場あるいはそれぞの団体によりまして事情はまちまちであろうとは思います。数はそう多くはございませんけれども、それぞれ地方団体で試行しておられるそういう状況など幾つか拝見、お聞きいたしましたと、やはりそれぞの職場でどういう努力ができるかということを、工夫を積み重ねてやつしていくということをまずやつておられるよう

そういうことをやりながらそれぞれの状況に応じて考えていくといった部分はあらうかと思いまますけれども、やはり基本的に予算、定員の範囲内という、そういうことを基本上しながら工夫を重ねていく努力をしていくことでやつていく必要があらうかと考へております。

○小林(守)委員 直截的な答弁ではなくて、やはり少し何と/orののですか、ほんらかされているなというふうに思うのですが。ですから、よくわからります。そういうことでもちろん当該自治体の中でのそれぞれの職場が創意工夫して、その範囲内でやってみると、努力を重ねる、当然だと思うのです。

しかし、最終的にはその自治体の中で総体的に人員、予算をもやさない、現行でやるんだ」といってござります。

ういう人的な流動感勢のもとでこの完全週休二日制を実現させていくんだ。そういう観点に立つてみていいのではないか、これは当然のことではないかと思うのですが、いかがですか、それは。

○秋本政府委員 それぞれの職場、団体の実情に応じましていろいろ違うものがあるかと思ひますけれども、まずその職場というのはある、しかし、職場によりましたら、その職場だけですべてを解決するということは難しい場合もあろうかと思ひます。

しかし、地方公共団体が完全週休二日制を導入するに当たりまして、たびたび繰り返して恐縮でございますけれども、皆さんに納得していただきながらならない。そのためにはできる限りの努力をしていくことを基本にしていかなければならぬだろう、こう考えております。

○小林(守委員)もう一步ということなんですが、それでは次に移りたいと思います。

やはり、同じく交代制職員等の職場の問題で、職員の立場から見るならば、交代制の職場では職員がローテーションを組んで週休二日制に見合ふよう、職員は年2回、職場を替わることによつて、職

藍色休帯をつくることにならなかと思しますね
そういうことなんですが、確かに土日を休める
ということは不可能になつてくるわけなんですが、
問題は、交代制、ローテーションで組んだとして
も、その個人、一人の公務員の立場から見るな
らば、その人は連続して土日に匹敵するよう例え
ば月火を休むとか、そういう連続した休日が確
保されることが他の職員とやはり同等のというの
ですか、例え月曜日休んで今度は金曜日休むと
か、そういう飛び離れてしまった休暇のあり方で
はなくして、連続して土日に匹敵するような例え
月火に休む、そういうようにすることが、やはり同
じ本人のリフレッシュ、また研修、それからい
ろいろな意味での多様な価値観の実現とか、家庭
サービスとか、そういう点からもいいのではないか
などいろいろと思うのです。

基本としてそういう困難職場の交代制職員のローテーションの対象職員においても連続した体日がとられることが望ましい、そういう観点に立つべきだらうと思ひますし、またそう指導してほしいというふうに強く願うわけなんですが、いかがですか。

○秋本政府委員 交代制等職場におきましては、今御指摘ございましたように弹力的な形態による完全週休二日制、こういう形にならざるを得ないと思ひますけれども、そういう場合におきましては、お話しございましたようにできる限り連続休日にならうとして、できるだけ二日は連続して休むこと

いますので、それぞれの職場によっていろいろな事情は違うと思いますけれども、できる限りそういう努力をしていただきたいなど、いうふうに私どもとしても考えております。

つくりました経済運営五ヵ年計画におきましては、要するに、政府が年間総労働時間を、計画では平成四年度までに千八百時間程度に向けてできる限り短縮するといふ方針が出されているわけですね。こういうことを考えますと、やはり公務部門におきましても年間総労働時間千八百時間体制をどう確立していくのか、そのワンステップとして大きな歴史的なボックとして完全週休二日制の導入があると思ふのですね。そういう点で大きく評価したいのですから、しかし世界の趨勢から言うならば、労働時間はまだ長いではないかと言つて過言ではないと申します。そういう点で、この完全週休二日制導入の後においても、いかに先進国並みの労働時間問題にしていくのかということが問われているのですな、かと思ひます。

そういうことで、実際にこの法案が成立した段階におきまして公務員の所定の労働時間は年間どうなつてくるのか、それから、今日の実態はどのくらいの時間になつてているのか、その辺をわかる範囲で結構ですから、お示しいただきたいと思います。

○秋本政府委員 現在四週六休によりまして土曜閉庁を実施している団体の場合、平成三年で見ますと、年間の勤務日数が二百七十日ということになりますして、これによります所定勤務時間は二千六十時間でございます。本法改正によりまして完全週休二日制を導入するといいますと、年間の休日数が二十五日増加をします。それによりまして、年間の所定勤務時間は千九百六十時間ということになります。ここからのいわば逆算めいたことになつてしまりますけれども、仮に年休などを年間二十日使用するということになりますと、これによります実所定勤務時間数というのは千八百時間になる、こういうような計算になつてしまります。

御質問のございました実際の勤務時間云々とすることになりますと、それ以外に時間外勤務はどうかとかいったようなことが出てくるわけでござりますけれども、実際の時間外勤務がどうかといふことの調査をそれのみについて行つてあるわけではございませんが、大変粗っぽい話で、時間外勤務手当の支給総額から仮に逆算をしてみればといふことでやつてみますと、一般行政職員の一人当たりの一ヶ月平均で、これは平成二年度の数字でございますが、時間外勤務はおむね十・五時間というようすに推計されます。そういうような状況でござります。

○小林(守)委員 今所定の労働時間について、年休を除いたものにすると千九百六十時間になる、そして年休を二十日完全に取得したということになると千八百時間でちょうど帳りが合うんだといふようなことになるわけなんですが、実際に超過勤務というのは非常に職場によってばらつきもあるのですけれども、また年休の取得についても二十日間本当にとっているのかというようなことになりますと、極めて実態はそうではないといふ現実があるわけです。そういう点で、今後やはり千八百時間を目指して行政指導的に労働時間短縮を図っていくといふことについては、ポイントになるのは年休をどうきちっと取得させる

か、それからもう一つは超過勤務をいかに少なくさせるのか、確かにだらだら超勤ということがあつてはならないわけですがれども、こういう点ではきつとしたやはり管理体制が必要だらうと私は思うのです。

しかしながら、職場によってはどうにもならない、こうこうと夜まで電気をつけている職場が非常に目立つわけですね。特に公共事業関係の部門の職場といふのは遅くまでやつているのが多いのですね。そういうことも見聞きしております。そういうことも考えてみますれば、やはり超過勤務とそれから年休の取得、超勤についてはいかに縮減をさせるか、それから年休についてはいかにきちんととらせていくか。一説によると、年休もとれないような職員はまだというぐらいの逆の価値観を持った管理者も出てきている時代であります。

そういう観点に立つて、いかにして超過勤務や年休取得をしつかりとさせるのかという観点に立つて、自治省のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○本政府委員 超過勤務につきましては先ほど申し上げたような数字でござりますけれども、年次休暇の方につきましては、平成二年度の調査によりますと、地方公務員の場合、平均使用日数は十二・三日というようになつております。御質問の中でもございましたように、今後時間短縮ということをさらに進めていくという場合の問題は時間外勤務として休暇の使用ということになつてしまいますが、このことにつきましては、自治省といたしましても、超過勤務時間の短縮、そしてまた年次有給休暇の計画的な使用的の促進ということにつきまして、昨年四月に地方公共団体に対し通知によりましてその適正化に努めていただくよう要請をいたしております。このことは年間の実勤務時間の短縮といった観点はもとよりござりますけれども、それだけでなく職員の健康の保持あるいは福祉の増進といった観点からも重要な問題であろうと存じております。

今後におきましても、完全週休二日制の導入の趣旨も踏まえまして、超過勤務の時間の短縮につきまして地方公共団体を指導してまいりたいというふうに考えております。

○小林(守)委員 指導していきたいというような御回答をいただきましたので、了解いたします。

ただ問題は、年休取得については先ほどもあつたように十二・三日というようなことでありますから、これがやはり千八百時間をさらに膨らませてしまう、なかなか千八百時間に到達できない大きな課題だろうと思いますし、また超勤についても指導をしていくということなんですが、現実に自治省はこの超過勤務の実態については把握をまだされていないのですよね。そういうことになりますと、どう指導していったらいいのか、どういうところに問題があるのかということを把握するためにも、やはり公務員の、いろいろな給与実態調査とか定員管理の調査も毎年やっているわけですよね、ですから、これから大きな課題として、超過勤務縮減のための実態的なデータを把握して、そしてその縮減策をそれぞれ研究して提言をしていくというふうなことが必要ではないかと思うのですね。第一点として、ですから、そういう点での実態把握のための調査をやはりやっていく必要があるのではないか、そのように思いました。

職場によって、職員によって非常にアンバランスなところもあるのですね。それから、ふろしき残業なんてよく言われるのですが、ここにいらっしゃる政府の皆さん方も、家までふろしきで持つていて一生懸命勉強されている方もいるのだろうと思いますが、やはり少しは自分の健康とか家族とか、それからリフレッシュの観点からも、ふろしき残業だけはもう時代おくれだよ、そこでふろしきを包んでいらっしゃる方もいらっしゃるようですねけれども、そういう観点に立つて、時間の使い方というか、仕事の時間中充実してやって、終わつたらきちんと切りかえができる、そういうことをしないと、定年になつて切りかえがきかな

いのではないでしょうかね。そういう心配があるのです。
そういうことでもとに戻りますが、超勤を縮減させるための実態把握について、自治省としてはいかがお考えですか。

○秋本政府委員 御質問の中でも御指摘ございましたように、職場によって大変違う面があろうかと思います。どういうような方法で実態把握すればよいのか、それ自体がこの場合はかなり難しい面があろうかと思います。しかし、要するに時間外勤務をできる限り縮減していくということがこの場合大事なことであろうと思いますので、例えば労働省におかれましても時間外勤務というのをできるだけ圧縮するようにしておられるところ工夫をしておられる、指導をしておられるといたようなこともあるようございますので、そういうたようなことも参考にしながら、そしてまた地方公共団体におきましても、御質問の中でもございましたけれども、最近はだらだらと時間外勤務をすることのないようにしておられるところを首長の方々の中でも大変御熱心にやっておられる方も最近は出始めているというふうに思っています。そういったところでは特に時間外勤務を縮減するための工夫というのもやっておられると思いまますので、そういったような事例も私どもとしても参考にしながら、地方公共団体に対してそういう方向での指導というのをこれからもひとつ努力してまいりたいと存じております。

○小林(守)委員 国全体で集計表的にやっても、縮減のための方策というのはなかなか見出せないのではないかと思うのですね。ですから、県レベルなら県レベルで、各自治体のところで特に多い職場はどういうところか、どういう仕事に多いのか、そういうことを分析的に集計させるというような姿勢がやはり必要なではないか、そんなふうに私は感じているところなんです。やはり例えば月百時間も出てしまつたような職場については人事なら人事の担当者が行って、どうして今月はこれだけだれさんが出たのか、ほかの職員はどう

なっているということも考えなければなりません。特定の人だけが超過勤務が多いとか、そういう場合にはやはりほかの職員はどうなんだという問題が出てきますね。それから今度は、その職場が全体的に多いということになれば、じゃどういう仕事をしているのか、これについては短期間の一過性のものなのかどうか、そういうことも分析する必要があるんだと思うのですね。その辺のきめ細かなものをやつていかないといふことはやはり解決できないと思いますし、また、五時になってから忙しくなる人もやはり解決できないですね、細かく見ていかなければなりませんから。そういうことも含めて実態に応じたきめ細かな把握といふものが必要になってくるんだと思うのです。その辺をぜひ踏まえて指導の方をお願いしたいなと思います。

それで、最後に大臣にぜひお願いしたいのです

が、今年度中におきまして、この法律が制定をされ、そして完全週休二日制を実施することになりますから、先ほど、地方自治体の事

情によつてはすぐにはいついかないところもあるというようなお話をございましたが、それを認めていきますと、またずるずるいつしま

うのではないかというふうに思うのです。そういうことで、公務部門の完全週休二日制というものをやはり一齊に行われるということは、民間中小企業や地域社会に与える労働時間に対する考

え方、短縮の世界的な動向といふものについて、公務部門が一齊にやるということに大きな意味があるのだと思うのです。

そういう点で、国民の理解や協力の態勢もこの二十年來の努力によつてつくられてきているとい

うふうに評価できるわけありますから、ぜひ、どんなにおくれても九二年度中には、自治体に完

全週休二日制を実施してもらへ、そういうかたい決意を大臣の方からお伺いしておきたいと思いま

す。

○塙川国務大臣 この法律が成立させていただき

ましたならば直ちに、六ヶ月以内の施行となつて

おりますけれども、できるだけ早くこれを公布いたしまして、実施に踏み切つていただきたい。したが

いまして、各自治体の受け入れが、もう今から準備もしておるだろうと思いますけれども、この点につきましての点検もそろそろ始めていきたいと思つております。条例の制定等、作業スケジュ

ルをおおしやつて、六月は議会大抵やりますか

なら、それに間に合うようだに、できればそうして

ただくのが一番いいんだろうと思うております。

それから、先ほど来時間短縮、非常に強く主張

しておられまして、私たちの趣旨に全く賛成で

ございますが、この実態ができましたならば、完

全週休二日制になりましたら、数字の上ではござ

いませんけれども、完全に千八百時間を切ることは

間違ひございません。ただ、それを実際に運用し

て利用するかどうかということは若干残りますけ

ども、しかし、これは相当なインパクトになっ

ていいだらうというふうを私は思つております。

つきましては、やはり住民も特に議会も、全

部がこれに協力してやらなければいかぬと思うの

ではないかというふうに思つます。そういう

ことで、公務部門の完全週休二日制といふもの

をやはり一齊に行われるということは、民間中小

企業や地域社会に与える労働時間に対する考

え方、短縮の世界的な動向といふものについて、公

務部門が一齊にやるということに大きな意味があ

るのだと思うのです。

そういう点で、国民の理解や協力の態勢もこの

二十年來の努力によつてつくられてきているとい

うふうに評価できるわけありますから、ぜひ、

どんなにおくれても九二年度中には、自治体に完

全週休二日制を実施してもらへ、そういうかたい

決意を大臣の方からお伺いしておきたいと思いま

す。

○塙川国務大臣 この法律が成立させていただき

ましたならば直ちに、六ヶ月以内の施行となつて

おりますけれども、できるだけ早くこれを公布いたしまして、実施に踏み切つていただきたい。したが

いまして、各自治体の受け入れが、もう今から準備もしておるだろうと思いますけれども、この点

につきましての点検もそろそろ始めていきたいと思つております。条例の制定等、作業スケジュー

ルをおおしやつて、六月は議会大抵やりますか

なら、それに間に合うようだに、できればそうして

ただくのが一番いいんだろうと思うております。

それから、先ほど来時間短縮、非常に強く主張

しておられまして、私たちはその趣旨に全く賛成で

ございますが、この実態ができましたならば、完

全週休二日制になりましたら、数字の上ではござ

いませんけれども、完全に千八百時間を切ることは

間違ひございません。ただ、それを実際に運用し

て利用するかどうかということは若干残りますけ

ども、しかし、これは相当なインパクトになっ

ていいだらうというふうを私は思つております。

つきましては、やはり住民も特に議会も、全

部がこれに協力してやらなければいかぬと思うの

ではないかというふうに思つます。そういう

ことで、公務部門の完全週休二日制といふもの

をやはり一齊に行われるということは、民間中小

企業や地域社会に与える労働時間に対する考

え方、短縮の世界的な動向といふものについて、公

務部門が一齊にやるということに大きな意味があ

るのだと思うのです。

そういう点で、国民の理解や協力の態勢もこの

二十年來の努力によつてつくられてきているとい

うふうに評価できるわけありますから、ぜひ、

どんなにおくれても九二年度中には、自治体に完

全週休二日制を実施してもらへ、そういうかたい

決意を大臣の方からお伺いしておきたいと思いま

す。

○塙川国務大臣 この法律が成立させていただき

ましたならば直ちに、六ヶ月以内の施行となつて

おりますけれども、できるだけ早くこれを公布いたしまして、実施に踏み切つていただきたい。したが

いまして、各自治体の受け入れが、もう今から準備もしておるだろうと思いますけれども、この点

につきましての点検もそろそろ始めていきたいと思つております。条例の制定等、作業スケジュー

ルをおおしやつて、六月は議会大抵やりますか

なら、それに間に合うようだに、できればそうして

ただくのが一番いいんだろうと思うております。

それから、先ほど来時間短縮、非常に強く主張

しておられまして、私たちはその趣旨に全く賛成で

ございますが、この実態ができましたならば、完

全週休二日制になりましたら、数字の上ではござ

いませんけれども、完全に千八百時間を切ることは

間違ひございません。ただ、それを実際に運用し

て利用するかどうかということは若干残りますけ

ども、しかし、これは相当なインパクトになっ

ていいだらうというふうを私は思つております。

つきましては、やはり住民も特に議会も、全

部がこれに協力してやらなければいかぬと思うの

ではないかというふうに思つます。そういう

ことで、公務部門の完全週休二日制といふもの

をやはり一齊に行われるということに大きな意味があ

るのだと思うのです。

そういう点で、国民の理解や協力の態勢もこの

二十年來の努力によつてつくられてきているとい

うふうに評価できるわけありますから、ぜひ、

どんなにおくれても九二年度中には、自治体に完

全週休二日制を実施してもらへ、そういうかたい

決意を大臣の方からお伺いしておきたいと思いま

す。

○小林(守)委員 終わりります。

○中島委員長 山口那津君

○山口(那)委員 私の方からは、これまでの労働

時間の短縮についての経過を若干初めにお聞きし

たいと思います。

まず、四週五休から四週六休の実施がなされた

ときだと思いますが、その四週六休について、

最初は閉庁方式をとらないで実施しただらうと思

いました。

なっています。後に閉庁方式を取り入れた。そしてさ

らにまた一步進んで、交代制等の職場について週四

十時間の勤務体制、これも試行されてきた。この

問題点等について、それぞれお述べいただきました

た問題点等について、それをお述べいただけた

と思います。

○秋本政府委員 今御指摘ございましたように、

段階を経ながら完全週休二日制へ向けて進めてき

ておるわけでございます。

四週六休を閉庁方式で導入するということにつ

いて、前回、さきの自治法改正でその道を開

きましたが、それから約三年を経まして、

ございましたが、それから約三年を経まして、

今、施行済みないしは議決済まで含めますと、

九五%の地方公共団体が閉庁方式による四週六休

制を導入するということに至つております。

また、今も御指摘ございましたような交代制

勤務職場につきまして週四十時間勤務の試行をす

ることになりましたが、市町村が閉庁方式による四

市町村におきまして交代制等職員の週四十時間勤

務制試行がこのよだな状況になつておるといふこと

でござります。したがいまして余り多くはな

いということになるわけござりますけれども、そ

れぞれ市町村におきまして交代制等職員の週四十

時間勤務制試行がこのよだな状況になつておるといふこ

とにつきましては、いろいろ事情があるようござりますけれども、そ

れぞれ市町村におきまして交代制等職員の週四十

時間勤務制試行がこのよだな状況になつておるといふこ

とにつきましては、土曜閉庁方式を導入することによ

りますけれども、地方公共団体の場合、この試行

を実施することにつきまして、國の方の完全週休

二日制導入に係る方針はどうなるかといつたこと

を見守つたり、あるいはまた、特に市町村に

おきましては、土曜閉庁方式を導入することによ

る四週六休の導入自体につきましてもかなりな時

間を要したところも多うございまして、土曜閉庁

方式そのものの導入を行つてから間がない団体、

こういったところがある、あるいは小規模な職場

が多いといったようなことから試行がおくれてき

ら、そこでこそサービスにむらなくいろいろな工

業者、行政サービスだけが民間のサービスと比べて

例外であるといふ理由は全くないだらうと思いま

す。行政サービスだけが民間のサービスと比べて

例外であるといふ理由は全くない

夫がなされでしかるべきだと私は思うわけです。
そこで、土曜が閉庁になつたとしても、それが原則であったとしても、その間、行政サービスの質、内容、その他、地域の実情によってはサービスが可能であるという分野は幾つかあるうかと思うのです。実際にそういうサービスをこれまでの制度の範囲の中で行つてきた自治体もあらうかと思うのですが、どういうサービスが閉庁下でも行わるを得るか、そういう実例を挙げながら、ちょっと御説明をいただきたいと思います。
○秋本政府委員 完全週休二日制を導入するに当たりまして、土曜閉庁方式を導入した場合に、今御質問の中で御指摘ございましたように、行政サービスとの関係の問題というのがござります。
国における完全週休二日制導入についての昨年末の閣議決定におきましても、行政サービスを極力低下させないようにする、そのための事務処理体制の整備がありますとか、あるいは緊急の対応体制でありますとか、そういうものを整備をしようといったことを国におきましても閣議決定しているわけでございますが、特に地方公共団体の場合には、住民の皆さんと密接なかかわりのある事務が多うござりますので、そういう意味での問題はより多いのではないかというふうに、私どもも考えております。
そういう中で完全週休二日制を導入していくこということのためには、やはり行政サービスにつきましては極力低下をさせないようにする努力をしなければならない。片や、土曜閉庁ということになりますと、御指摘ございましたように、従来の日曜日、祝日と同様に閉庁日でございますので、基本的には、あるいは原則的には、そういう窓口を開かないというやり方になつてくる、その間の調整ということになつてまいります。
閉庁方式による四週六休を導入しました後、その際におきましても、これまでいろいろな行政サービス維持のための工夫をやつておりますけれども、例えば、証明書類申請の郵送受け付け、あるいは住民票の交付なんかにつきまして自動的に行

える機械を導入するとか、あるいは窓口の増加をするとかといったような事務処理体制の整備、あるいはまた受付窓口につきまして、特に閉庁日に限らず閉庁日におきましても数をふやす、あるいは時間外の受け付け体制を整えるというような、それぞれの工夫を凝らしてやってしております。今後、完全週休二日制を導入するに当たりましても、サービスの維持向上といったことは、サービスを極力低下させないということとの努力は、そういういろいろな工夫の中でやつていかなければなりませんが、同時にまた、そのために定員をふやすとか予算をどんどんふやすとかといったようなことでは、やはり住民の皆さんも納得されないだろうと思ひます。先ほどから申し上げておりますように、民間におきましても、大変厳しい努力をしながらやってきてるというところでございまして、公務、地方公共団体におきましても、やはり予算、定員をふやさないと、そういう原則を持ちながら工夫を重ねていく。先ほど申しましたような行政サービスについての例、例えれば機械を導入するといったような例、そういったようなことはそういう考え方にも合うものだらうと思ひますけれども、そういうような工夫、努力をそれぞれの職場で、それぞれの地方公共団体でやりながら、完全週休二日制導入ということをしていかなければならぬだらう、私どもにおきましても、いろいろな情報等を集めまして助言をして、そういう努力をお助けをするというようにしていかなければならぬだらう、こういうふうに考えております。

同僚議員からもお話をありましたように、効率が悪いのに開庁しなければいけないとか、窓口を設けて職員が拘束されるとかいうことにつながつては、これもまた困るわけで、その辺の限界とか、あるいはさまざまな工夫というのがあるだらうと、思うのですね。例えば、さつき住民票の自動交付というのがありました。しかし、そのほかにもいろいろサービスの質によって考えられ得るものがあるだらうと思うのですね。例えば各種相談窓口、これはむしろ、休日だからこそ設けなければいけないという分野もあるかと思います。もつとサービスの中身に立ち入って、実例を挙げて考えられませんでしょうか。

○秋本政府委員 住民の皆さんに対するサービスを確保するということからしますと、いろいろなことはやれば切りがないぐらいあるだらうと思いつますけれども、今お話をございましたように、やはり同時に職員の勤務条件といったことも考えなければならない、経費の問題も考えなければならぬといい、それらをあわせて総合的に判断をするということになつてくるかと思ひます。

具体的にやつております例を幾つか申し上げますと、例えば、市民サービスコールを駅前の観光案内所、文化センター、公民館などに設置をして便宜を図るとか、あるいは、閉庁日の前日などには窓口業務や図書館の受け付けの時間を延長するとか、あるいは、サービススコナーなどの窓口を増加をさせる、あるいは、郵便局に設置をしたファクシミリを使って住民票の写しの交付請求を行えるようにする、あるいは、住民票等の交付申請書の郵送の受け付け、病院案内や観光案内のテレホンサービスなどを実施するといったような、いろいろな例がございます。

そういうものは、先ほど申しましたような考え方のものと、地方団体としてそれぞれ判断をしてやつておられるものだらうと存じます。

○山口(那)委員 これまで四週六休の体制でさうも完全な一〇〇%にはなつておらないわけですが、今度の新しい制度のもとでも、これががんばりますが、

やかに実施されてほしいと思うわけでありますが、れども、やはりいろいろな制約要因があって、これがどの程度になるか予断を許さないという面があるだろうと思います。この点についての新しい制度の普及の見通し、あるいはそれに対する自治省としての指導の体制、これについていかがお考えでしようか。

○秋本政府委員 これからどういうふうになってくるかということにつきまして、具体的、断定的なことを申し上げることは今の段階で難しうござりますけれども、さきの土曜開庁方式導入によります四週六休というものが、一〇〇%ではございませんけれども九九%、まずほとんどの地方公共団体で導入するに至っている、そういう経験があるということをございますので、そういうふうなことを踏まえながら、さらに努力をしていくということが必要だらうと思います。

最初にも申し上げましたように、抽象的な言い方になつてまいりますけれども、国が導入する、となりますと、国とできる限り均衡をとりながら地方公共団体も導入することができるよう、私もどもとしても努力をしていくという考え方でございますので、そういう方針のもとに指導してまいりたいと考えます。

○山口(那)委員 形が整つていったとしても、その形に外れるような労働の形態というのがあつてはいけないわけですね。例えば、民間においてはサービス残業の実態というものが非常に問題視されております。公務員の勤務の体制の中でも、超過勤務時間というのが相当数あるだらうと思うのです。それが手当につながつてないものも多いはずであります。公務員の勤務の体制の中でも、超かもしれませんけれども、かなりの部分があるといふことが想定されます。それからもう一つは、年次有給休暇というのが、制度はありながら消化率是非常に悪い。ですから、ここも何とかしないければならない。その環境整備も含めて、この点について今後どういうふうな体制で臨まれるか、その御決意と方針を伺いたいと思います。

○ 岩本政府委員 完全週休一日制を導入した段階におきましても、今お話をございましたような時間外勤務の問題でありますとか年次有給休暇の利用の問題でありますとか、そういったことが大きな問題であると思います。昨年四月におきましても、自治省から地方公共団体に対して、時間外勤務ができるだけ縮減するように、そしてまた、年次休暇を効果的に利用するようなどいろいろなことで通知をいたしておりますけれども、今後におきましても、先ほど来御質疑がございましたようなことを踏まえながら、それらをさらに推進するように私どもとしても指導を進めていきたいと考えております。

○ 山口(那)委員 最後に、大臣にちょっととお伺いいたしますけれども、労働時間を少なくするに当たって、大原則としては職員の数をふやさない、あるいは特別な予算があつることがあつてはならないということは当然だとは思うのですが、ただ、それを進めるに当たって機械化の促進が進むとすれば、それに対する財政的援助というようなものが考えられてもよからうと私は思いますし、また、個々の職員の労働時間というのは短くするわけでありますけれども、例えばフレックスシステムの導入のようなことを柔軟に図る、あるいは一日当たりの労働時間というのはもつと短くして、そのかわり働き手はふやして、そして、労働時間が短くなるわけですからその分手取りも、手取りといいますか給与も多少の影響はあるかもしれません。そういう例外的な創意工夫というのには僕はあってもいいことだらうと思うのですね。さつき言った、閉庁方式を原則としておりますけれども、その閉庁の中でもやはりそのサービスは多様なものを考えてよからうというふうに私は思つております。

しかし、そうでない考え方もあるうかと思いますが、大臣のその辺についての行政サービスのあり方についての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○ 塩川国務大臣 山口さんも同様であろうと思うのですが、それぞれの地元におきまして、この問

題は住民との関係でいろいろな問題を引き起こしておることも事実でございまして、そういう懸念も走っております。しかし、これはやはり確実に前進させていかなければならぬと思うております。そこで、御質問の中にございましたように、一つは、機械化を進める、事務の合理化を進めるというものに対しましては、やはりこれは基準財政需要額として見込んで、いって一般財源の中で措置をしてやるということ、これはぜひ必要だらうと想っております。それからもう一つは、市のサービス並びに業務の中では、私は、もう少し綿密に見直していく、どうしても市の職員の固有の事務としてやっていかなきゃ——固有の事務というのは語弊がござりますけれども、職員でなければできない事務というのと、それから、そうではなくして、例えばその地域のボランティア組織にある程度移管していくといふような業務というものもあるのではないか。あるいはまたそうではなくして、ただ単なる経済行為として委託関係に任していくてもいいような業務もあるのではないか。そういうようなものの合理化も同時にこの際に進めていくべきだと思うております。

出され、今回週休二日制法案、こういうふうになってきたわけですが、問題は、總理府の世論調査の結果なども私見ておりますが、多くの住民の要望としては、これは六年七月と五年後の九一年七月のアンケート調査の比較をやってあります。職員は交代して休んでも業務はやつてもらつた方がいいというのが病院など医療機関、警察、消防、官庁の窓口業務でもお見えているのですね。これは国の調査でそういうふうに出ているわけであります。一方、実際に、ではそれをするときには地方自治体はどこにぶつかっているかということでは、「自治日報」の昨年八月十六日付のでも、これは「行政サービスを低下させず、予算・定員もふやさない」という國の方針のもとでは保育所など少人数職場での対応は難しいと訴える市町村が多い。これが実際の自治体の現状だというふうに思うわけです。

それで、実は全国の自治体病院の開設者協議会の方で出している資料の中でも、これは「社会保険診療報酬対策」の中で出てくるのですが、週休二日制、この場合は四週六休なんですが、これを実現するためにも理論的には四・八%の職員増が必要である。ところが、昨年の改定ではすべてを含めて〇・九%増の分しか財政的に見てくれなかつたから、四週六休を進める上で財政面で大変なんだということが自治体病院の開設者協議会の資料等でも述べられております。

実はこういう問題は、私も一八八年の十一月二十二日の参議院の地方行政委員会で、梶山自治大臣にこのことを土曜閉院のときに質問したのです。が、梶山大臣はこういうふうにそのときに言わわれたのです。「現実に週休二日というのを完全に実施をし、しかも何もかもうまくいくというためには、果たして定員や予算をふやさないでできるのかしらという疑問も私もあります。」これは、実際現場の実態からすれば、サービスはもっと向上しよう、しかし金も人もふやさない、ほんまにできることながいなということになったときに、これは私は、梶山自治大臣の発言というのは非常に率直

な内容だったというふうに今まで思つてゐるのですが、塙川大臣も地方自治体の問題についてはみずから手がけてこられたので現場はよくお詳しいわけですが、大臣、どう思われますか。

○塙川国務大臣 それは多少無理しなければならぬということは吉井さん自身もよくおわかりだろう。その無理を努力でやつしていくといふことに世の中前進があるのですから、従来と同じことをやついて、同じようなことでいいことだけしようと思うて、その分ぶえると言うておったのでは、これは前進ではないと思います。みんなが努力して、少しでもやはり新しい時代に向かう態勢をとればいいと私は思います。

○吉井(英)委員 保母、看護婦等については配置基準というのがあるのであります。これは國も定めているわけなんです。無理をするということでの基準を取つ払うというわけにはこれはまたいかないわけなんです。むしろ、戦後の基準であれば、今日の時代に合うように基準自身を充実させなければいけないという問題があるのでありますから、大臣ちょっとと今おっしゃった意味、そのことをおいてほかのことをお考えなんでしょうか。けれども、実際に病院職場とか保育所とかそういうところを考えたときに、それは人も金もふやさないが、しかし交代勤務でこれで完全週休二日といふ、四週六休のときでも問題になつてゐるのである。これは梶山大臣がまさに頭を痛められたように、どうするかということについて、やはり今、金も人もふやさないという、こういう三主義ではなくしに、やはり前進を図つていく、文字どおり、今おっしゃったように、前進を図る国としても今は姿勢が求められているときだと思うのですが、どうですか。

○塙川国務大臣 どうも吉井さんの質問はいつも土俵がいつの間にか違つてくるのですね。つまり、最初私にお聞きになつたのは、一般論をお聞きになつていたのですよね。ところが、そういう看護婦さんだと特殊なものをばこんと聞いて、これはどうするんだとこうおっしゃるから土俵が

合わなくなってしまうのです。

私は、一般論としては、これは少々の無理があつても、合理化に努力をしながら進めていくべきだとうと言つておるので、私は、そういう特殊な部分はあります。特殊な部分に対しではやはり特殊な部分としての対応を考えいかざるを得ないんだろう。それと一般論とごっちゃにしてしきだとうと言つておるので、私は、そういう特殊な問題についてはそれ相応の措置はしていかなければいけない、こう思います。

○吉井(英)委員 特殊なものと一般のお話もあるのですが、時間が余りありませんからそのことについては余り議論していられないのですが、総務省の世論調査でも、それは窓口業務とか、消防とか、そういうことを挙げてやつておりますので、一般も特殊も含めてなんですが、しかし私が最初にだからこそ指摘したのは、医療機関とかそういうことを含めて言つてはいるのです。まさにその点については特別努力しなければいけないとお話をすから、これはなぜひ人も金も。三ない主義でいうのは現実に打開できないのです。これは今おっしゃつたように、やはり特別の努力を払っていただきたい、こういうふうに思います。

○秋本政府委員 千八百時間に向けての政府全体

の対応というのは私どもの所管ではございませんが、少なくとも今回御審議をお願いしております

完全週休二日制の導入ということが地方団体で実現するということになりますと、千八百時間に向けての大きな前進にはなるのではないかと考えております。

○吉井(英)委員 それで、まず千八百時間に向けてとともに、やはり、先ほど来出ております残業

の問題ですね、非常に深刻です。

私は、大阪府下のあちこちの自治体を見て回つたところなんですが、八十分の職場で四百十五人が午後九時になつても働いているのです。これは全国の多くの自治体で、やはり下水道とか建築とかそういうところで本当に残業が長くて、大阪府下でも午前零時になつても二十三の職場で九十二人まだ残っている。ですから、地方自治体でも長時間残業が恒常化しているのですね。

ですから、大体千八百時間に向かうものと思いま

すますということだけではなくなかなこいう方向へ

行かないで、実際に仕事の量がふえて——工夫

は工夫で大事です。しかし人もふやさない、金も

抑えてということでは現実には打開できないもの

があります。しかしながら、大体千八百時間に向かうものと思いま

すますということだけではなくなかなこいう方向へ

行かないで、実際に仕事の量がふえて——工夫

は工夫で大事です。しかし人もふやさない、金も

抑えてということでは現実には打開できないもの

があります。

○中島委員長 神田厚君。

○吉井(英)委員 終わりります。

○神田委員 地方自治法の一部改正による地方公

務員の完全週休二日制の実施につきまして御質問をしたいと思っております。

○吉井(英)委員 地方公務員法第三十条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務」すると

○神田委員 次に、公立病院の外来部門についてお伺いをいたします。

○吉井(英)委員 公立病院の外来部門では、地方における地理的

条件、役割が一様でないことから各地方公共団体

が地域の実情を踏まえ決定するといつても、原則

土曜閉院となつた国立病院と同様の措置をとると

しておられます。土曜休診により少なからぬ影響が

出ると思われますが、この対策をどのようにいた

しますか。

○石川(嘉)政府委員 全国の自治体病院の約一

四%に当たります百三十八病院におきまして、昨

年の八月一日現在で調査をしたところ、その一

四%に当たります百三十八病院におきまして完全

週休二日制の試行を実施中もしくは実施完了とい

う状態になつておりますが、これらの結果につい

てはまだ分析は終わつておませんけれども、完

全週休二日制の病院での適用につきましては、先

生御指摘のような問題も含めましていろいろ問題

ば予算、定員はどんどんふやして、そして住民の皆さんに納得していただけるかということになり

ますと、そうはいかないだろうということで、何

とかこの三つの考え方をうまく調整をとるように

努力をしていかなければならぬということだと思います。

そしてまた、今お尋ねのございました都道府県等におきます残業の実態といふことでございま

す。今も御質問の中でもございましたけれども、

それぞれの職場によって違うことはもちろんでござりますが、またその時期によつても違うとか、災害等が発生をした場合といふのは全く違つてくれるとか、いろいろな事態がござります。したがいまして、実態把握と一口に言いましてもなかなか難しい面があると思いますので、どういったことが可能なのか少し検討させていただきたいと思いま

す。

○吉井(英)委員 徒歩で大手です。しかし人もふやさない、金も

抑えてということでは現実には打開できないもの

があります。

○中島委員長 神田厚君。

○吉井(英)委員 終わります。

○神田委員 地方自治法の一部改正による地方公

務員の完全週休二日制の実施につきまして御質問をしたいと思っております。

○吉井(英)委員 地方公務員法第三十条で「すべて職員は、全体

の奉仕者として公共の利益のために勤務」すると

○神田委員 次に、公立病院の外来部門についてお伺いをいたします。

○吉井(英)委員 公立病院の外来部門では、地方における地理的

条件、役割が一様でないことから各地方公共団体

が地域の実情を踏まえ決定するといつても、原則

土曜閉院となつた国立病院と同様の措置をとると

しておられます。土曜休診により少なからぬ影響が

出ると思われますが、この対策をどのようにいた

しますか。

○石川(嘉)政府委員 全国の自治体病院の約一

四%に当たります百三十八病院におきまして、昨

年の八月一日現在で調査をしたところ、その一

四%に当たります百三十八病院におきまして完全

週休二日制の試行を実施中もしくは実施完了とい

う状態になつておりますが、これらの結果につい

てはまだ分析は終わつておませんけれども、完

全週休二日制の病院での適用につきましては、先

生御指摘のような問題も含めましていろいろ問題

があります。

○秋本政府委員 そこで私は、時間が参りましたので最後に聞い

ておきたいのは、こういう現実というものをまず

自治省としてよく把握してもらつてから出発するほど、これは都市だけじゃありませんが、公共

という計画は今の段階ではないとおっしゃつてお

られたのです。これは八年の段階ですが、現時

点では千八百時間に向けての具体的な計画、何か

ありますか。

○秋本政府委員 そこで私は、時間が参りましたので最後に聞い

ておきたいのは、こういう現実というものをまず

自治省としてよく把握してもらつてから出発するほど、これは都市だけじゃありませんが、公共

という計画は今の段階ではないとおっしゃつてお

られたのです。これは八年の段階ですが、現時

点では千八百時間に向けての具体的な計画、何か

ありますか。

○秋本政府委員 月七十時間とか百時間を超えるような残業の実態

も顕著なところがありますが、まず実態調査をし

ていただきて、そして、この週休二日を出发点に

して千八百時間に向けてどう前進させるかという

ことについて、調査に基づいて検討を進めていた

だきたいと思うのですが、調査の点だけ伺つて、

質問を終わりたいと思います。

○秋本政府委員 完全週休二日制を導入するに當

たりまして、行政サービスとの関連でこれをさら

によりよいものにするということのために、例え

りを挙げてみますと、閉庁の土曜日に宿日直等

によりまして死亡届とか婚姻届のような緊急をするものについての受領のサービスを行つとか、さらには、住民票の写し等の交付申請については時間外の受け付けを行つてあるなどでございま

す。これに加えまして、コンピューターとかファ

クシミリとかといふやうのOA機器でございま

すが、これらを活用して窓口のサービスの一層の

向上を図る工夫をいたしまして、昨年から一部の

市についてではございますけれども、住民票の写し

の自動交付機といったものを設置して、閉庁時

においても交付が行える、このような仕組みが稼

働し始めております。またことしの一月には、郵

便局にファクシミリを設置しまして住民票の写し

の交付請求が行えるような仕組みをつくったところ

でございまして、一部の町において既に実施に

移されているところでございます。

○神田委員 徒歩で大手です。しかし人もふやさない、金も

抑えてということでは現実には打開できないもの

があります。

○中島委員長 神田厚君。

○吉井(英)委員 終わります。

○神田委員 地方自治法の一部改正による地方公

務員の完全週休二日制の実施につきまして御質問をしたいと思っております。

○吉井(英)委員 地方公務員法第三十条で「すべて職員は、全体

の奉仕者として公共の利益のために勤務」すると

○神田委員 次に、公立病院の外来部門についてお伺いをいたします。

○吉井(英)委員 公立病院の外来部門では、地方における地理的

条件、役割が一様でないことから各地方公共団体

が地域の実情を踏まえ決定するといつても、原則

土曜閉院となつた国立病院と同様の措置をとると

しておられます。土曜休診により少なからぬ影響が

出ると思われますが、この対策をどのようにいた

しますか。

○吉井(英)委員 あります。住民サービスを低下させないようになります。

○吉井(英)委員 も住民票等の写しの交付についての改善措置を実

施すべきであると考えますが、現在の自治省の対

応をお聞かせいただきたいと思います。

○紀内政府委員 土曜閉院を導入するに当たりま

して、地方公共団体におきましては行政サービス

ができるだけ低下させないようにこれまでにもい

ろいろな工夫をいたしております。

例を挙げてみますと、閉庁の土曜日に宿日直等

によりよいものにするということのために、例え

りを挙げてみますと、閉庁の土曜日に宿日直等

によりよいものにするということのために、例え

があることは事実でございます。しかし、既にほとんどの病院で開庁方式で四週六休の実施をしておりまして、それなりの経験もございます。したがいまして、職員が一体となつていま一段の創意工夫を凝らして経営努力を行うことによりまして、完全週休二日制の実施も不可能ではないといふふうに考えております。

たた、その実施の方法でございましょうけれども、
実施に当たりましては、個々の病院の置かれてお
ります地理的条件とか役割等が一樣でございません
ので、土曜日を閉院とするか開院とするか等、
その実施方法につきましては基本的には住民の理
解と協力を得られる方法でやる必要があるという
ふうに考えております。

立病院の職員を含めまして国家公務員の完全週休二日制が実施二日制が実施される場合には、自治体の病院においてもきましてもできる限り早期に導入が図れるようになります。必要な情報提供等を含めまして指導してまいりたいというように考えております。

○神田委員 地方公務員の完全週休二日制が実施されても、国家公務員、地方公務員等の管理職につきましては残業、休日出勤が恒常化しているこということから、これら管理職の労働時間短縮についてはどうのようにお考えになつておりますか。

○秋本政府委員 地方公共団体の管理職の職員につきましても、年間の総実勤務時間の短縮の必要性はもちろんでございますし、また健康面あるいは福祉面からも、超過勤務、休日出勤こういったことの縮減を図ることが望ましいわけでござります。自治省におきましても昨年四月に、管理職を含む地方公務員につきまして超過勤務等の縮減を図るように地方団体に対して通知をし、御努力をお願いいたところでございます。

○神田委員 地方公務員の完全週休二日制の実施に際しましては、住民に対する事前、事後の広報が重要であります。このことについて自治省として、地方公共団体に対してもどのように指導していくのか、お聞かせ願いたい。

○秋本政府委員 住民の皆さんへの周知は、混亂なく円滑に完全週休二日制を導入していくために大事なことであるうと存じております。各地方公共団体におきまして、いろいろな広報媒体を使って窓口を訪れるといったような混乱のないよう周知活動によりまして、住民の方が土曜日に過て適切に対応していただきたい、そういうことで自治省としても指導してまいりたいと存じます。

○神田委員 最後に、第三セクターについてお伺いをいたします。

最近、民間活力の観点から地方公共団体が、リゾート開発、鉄道運営等に際しまして第三セクターア方式をとることが多くなってきております。

先日、浦和地方裁判所におきまして、第三セクターに派遣した市職員の給与を市が負担するのは違反であるとの判決が下されました。もちろんケース・バイ・ケースで異なると思いますが、第三セクター派遣地方公共団体職員の給与を地方公共団体が支出することについて、自治省としてはどういうお考えでありますか。

○秋本政府委員 浦和地裁の判決があつたわけでもございませんけれども、職務命令によりまして職員を市の出資する株式会社に派遣して、給与は市が支給した、こういう事案につきまして、当該職務命令は地方公務員法第三十五条に違反する、市が職務専念義務の免除措置をとらずに職員を第三セクターに派遣して給与を負担したことは、法律及びこれに基づく条例の根拠がなく、地方自治法第二百四条の二の規定に違反するというような判断が出たわけでございます。

地方公共団体が職員を第三セクターに派遣します場合に、その派遣の形態、当該第三セクターの形態や業務の公務とのかわり合い、これらは多様なものとなつておりますことから、派遣職員に対して地方公共団体が給与を支給することとの可否につきましては、今お話をございましたが、個

別具体的のケースに応じて派遣形態、当該第三セクターの形態や公務とのかかわり合いなどを総合的に判断して検討すべき問題であろうと存じます。

この判決のありました件につきましては、これは控訴されたと聞いておりますので、そのことにつきましては今後の訴訟の推移を十分見守ってまいりたいと存じます。

○神田委員 現在、地方公共団体が第三セクターに派遣した一般常勤職員のうち、四四・九%が職務専念義務免除、三二・五%が休職、二二%が職務命令、〇・六%が退職という形で派遣されておりますが、これら職員の身分は現行の地方公務員法に照らし合わせても不安定であります。さきの違法判断とあわせまして、現行制度下における第三セクターへの地方公共団体職員派遣制度の方について検討すべきだと思いますが、いかがでありますようか。

○秋本政府委員 いわゆる第三セクター、地方公社など地方公共団体の外郭の団体に職員が派遣されているケースがございますが、今回補和地裁の判決が出たことでもございまして、このような派遣職員の身分取り扱い等に関しましては、私どもとしても制度のあり方を検討してまいりたいと存じます。

○神田委員 終わります。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○中島委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

地方自治法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○中島委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

お諮りいたします。

○中島委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中島委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第二項第一号中「条例で定める土曜日」を「土曜日」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

別表第一第一号の三十中「基幹道路を整備し」を「基幹道路整備事業又は公共下水道幹線幹渠等整備事業を実施し」に改め、同表第二号の九の次に次の一号を加える。

二の十 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べること。

別表第一第十七号の三中「他の都道府県又は市町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を削り、同表第十八号中「身体障害者等の入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を削り、同表第十八号の二中「精神薄弱者の探査の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を削

手帳の交付に関する事務を行い、更生医療を担当させる医療機関を指定し、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに身体障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）

（十八の五）児童福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、児童委員を指揮監督し、指定育成機関を指定し、指定育成医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定育成医療機関等の管理者から報告を求め、又は職員をして指定育成医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、児童居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、児童福祉施設の設置を認可し、並びに児童居宅生活支援事業を行なう者及び児童福祉施設の管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させることに監督上必要な措置を講じ、並びに児童福祉施設の業務を目的とする施設で認可を受けないもの等の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入調査させる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号中〔十九の二〕を〔十九〕とし、その次に次のように加える。

〔十九の二〕母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業を

<p>別表第四第一号〔十九〕の八中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改め、同号〔二十三〕中「申出」を「指定」に、「及び宅地造成」を「若しくは宅地造成」に、（並びに）「を」と「及び」に改め、同表第二号〔三十三〕中「地域森林計画について意見を述べる」を「森林所立木竹を伐採することを許可する」に改め、同号〔三十四〕の次に次のように加える。</p> <p>〔三十四〕〔三十四の二〕漁港法及びこれに基づく政令の定めるところにより、漁港審議会に、</p>	<p>行う旨の届出を受理し、及びこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）</p> <p>別表第四第二号〔四十八〕中「地区計画等」に、「執る」を「とる」に、「行う」を「行い、及び立入り等」を許可すること。</p>
--	---

<p>別表第七第一号の表中「並びに鳥獸の保護繁殖及び狩獵」を「鳥獸の保護繁殖及び狩獵並びに温泉の保護及び利用」に、</p>	<p>別表第七第一号の表中「並びに鳥獸の保護繁殖及び狩獵」を「鳥獸の保護繁殖及び狩獵並びに温泉の保護及び利用」に、</p>
<p>〔一〕この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）</p>	<p>〔一〕この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）</p>

<p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）</p>	<p>4 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百七十条の二中「第四条の二第三項本文」を「第四条の二第四項本文」に改める。</p>
<p>2 地方公共団体が改正後の地方自治法第四条の規定により地方公共団体の休日を定める場合において、同条第二項第一号の土曜日については、同号の規定にかかわらず、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めることができる。</p> <p>3 この法律の施行の際現に地方公共団体が改正前の地方自治法第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めている場合には、当該土曜日は、前項の規定により定められたものとみなす。</p>	<p>完全週休二日制を実施するため、地方公共団体の休日としてすべての土曜日を定めこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>

平成四年四月六日印刷

平成四年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局